



参 考 資 料

- 5.1 府中町廃棄物の処理
及び清掃に関する条例
- 5.2 府中町廃棄物減量等
推進審議会設置要綱
- 5.3 ごみ処理行政等の動向
- 5.4 ごみ排出量の予測結果
- 5.5 ごみ組成調査結果
- 5.6 町内会アンケート調査結果
- 5.7 事業者アンケート調査結果
- 5.8 用語説明

5.1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 48 年 3 月 30 日条例第 18 号
改正

昭和 57 年 3 月 29 日条例第 12 号

平成 6 年 3 月 29 日条例第 6 号

平成 10 年 3 月 17 日条例第 3 号

平成 12 年 3 月 29 日条例第 33 号

平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号

平成 13 年 12 月 26 日条例第 31 号

平成 14 年 9 月 25 日条例第 26 号

平成 18 年 3 月 27 日条例第 16 号

平成 26 年 3 月 19 日条例第 7 号

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第 2 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努め、その土地にみだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理をするとともに、捨てられた廃棄物は、自らの責任をもって処理するなどその清潔の保持に努めなければならない。

(町の責務)

第 2 条の 2 町は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び再生利用を推進するとともに廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るものとする。

2 町は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する町民の自主的な活動を支援するとともに町民と事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(町民の責務)

第 2 条の 3 町民は、不用品の活用等により廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を推進し、生じた廃棄物を自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関し町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量化を図らなければならない。

3 事業者は、物品の販売等に際して過剰包装の自粛、容器の回収等を行うことにより、その物品が販売された後において廃棄物となる量が少なくなるように努めなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第4条 法第6条第1項の規定による一般廃棄物（ふん尿を除く。以下同じ。）の処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）は、年度開始前に告示する。

2 前項の計画に重要な変更があったときは、その都度告示する。

(占有者の協力義務)

第5条 法第6条第1項に規定する区域（以下「処理区域」という。）内における土地又は建物の占有者は、日常生活から生ずる一般廃棄物の減量を図るとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 処理区域内における土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、町長の指示する方法に従わなければならない。

3 一般廃棄物のうち、人体に有害な影響を及ぼすもの、爆発等危険性のあるもの、著しく悪臭を発するものその他処理作業に支障を及ぼすおそれのあるもの又は一時的に多量の廃棄物を排出する場合は、町長の指示する方法に従い、適切な処理をしなければならない。

4 処理区域内における土地又は建物の占有者は、本町が行う廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に関する施策に協力しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第5条の2 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、布類、金属類その他の再利用の対象となる物として町長が定めるものについては、町長及び町長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、町長及び町長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の3 法第5条の7の規定により一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、町長へ答申する。

3 審議会の委員は、12人以内とし、任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 その他必要な事項は、別に定める。

(一般廃棄物の自家処理の基準)

第6条 処理区域内における土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その廃棄物を法第6条の2第2項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 町は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物が町の処理施設に搬入された場合においては、町長が定める時期に一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の一般廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定める額とする。

3 町は、町において家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物のうち町長が定める大型ごみの収集及び運搬を行う場合、又は当該大型ごみが町の処理施設に搬入された場合においては、町長が定める時期に大型ごみ収集運搬手数料を徴収する。

4 前項の大型ごみ収集運搬手数料の額は、別表第2に定める額とする。

5 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第8条 町長は、特別の事由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料及び大型ごみ収集運搬手数料を減免することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可)

第9条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可申請等の手数料)

第10条 町は、前条の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者から、許可の申請の際、次に掲げる手数料を徴収する。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

第 11 条 町長は、第 9 条の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新をしたときは、所定の許可証を交付する。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、前項の許可証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくその旨を届出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第 12 条 町長は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(許可証再交付申請手数料)

第 13 条 町長は、第 11 条第 2 項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者から、再交付申請の際、1 件につき 2,000 円の手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

(罰則)

第 14 条 第 5 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 15 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(府中町行政手続条例の適用除外)

第 16 条 第 5 条の 2 第 2 項の規定による命令について、府中町行政手続条例（平成 14 年条例第 2 号）第 3 章の規定は、適用しない。

(補則)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 府中町清掃条例（昭和 38 年条例第 12 号）は、廃止する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日条例第 6 号）

5.2 府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱

府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の諸問題に対する住民への意識の啓発並びに廃棄物の減量化及び資源化等を推進するための方策を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化の方策に関すること。
- (2) 廃棄物の調査及び研究並びに住民に対する意識啓発に関すること。
- (3) 廃棄物に関する諸問題の解決策の検討に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体
- (5) 関係行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任できるものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員の中から町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会に出席して、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(費用弁償)

第9条 委員の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償については、府中町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年条例第38号)による。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○廃棄物減量等推進審議会名簿

氏 名	所属・役職
三浦 浩之	広島修道大学人間環境学部
平岡 義則	府中町公衆衛生推進協議会
久保 正孝	府中町北部町内会連合会
伊藤 公一	府中町南部町内会連合会
本田 誠治	株式会社本田春荘商店
玖保 誠司	株式会社サンリブ サンリブ府中
澤村 睦子	府中町婦人会
中尾 幸子	府中町女性会
讃岐 湜江	府中町公衆衛生推進協議会
栗栖 孝子	府中町食生活改善推進員協議会
渡邊 哲也	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課

廃棄物減量等推進審議会委員長：三浦 浩之

廃棄物減量等推進審議会副委員長：平岡 義則

○「府中町ごみ処理基本計画」についての諮問

府環発第 331 号

平成26年12月22日

府中町廃棄物減量等推進審議会
会長 三浦 浩之 様

府中町長 和多利 義之



府中町ごみ処理基本計画の改定について（諮問）

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第18号）第5条の2第2項の規定に基づき、府中町ごみ処理基本計画の改定について貴審議会の意見を求めます。

〔 諮問理由 〕

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための計画を定めなければならないとされています。

府中町では、平成7年に府中町ごみ処理基本計画を定め、平成15年及び平成21年に改定し、今日に至っています。この間、各種廃棄物関係法令の整備を始めごみ処理に関する状況は大きく変化し、計画の前提となる諸条件に様々な変動がありました。

そこで、今回、府中町ごみ処理基本計画を見直し、府中町のごみ処理の現状と課題を整理し、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正なごみ処理の推進を図るための基本方針を定めるものです。

○「府中町ごみ処理基本計画」についての答申

平成28年2月24日

府中町長
和多利 義之 様

府中町廃棄物減量等推進審議会
会 長 三 浦 浩 之



府中町ごみ処理基本計画の改定について（答申）

平成26年12月22日付け府環発第331号をもって諮問がありました府中町ごみ処理基本計画の改定について審議を重ねた結果、別紙（案）を添え次のとおり答申いたします。

本審議会においては、平成21年に策定されたごみ処理基本計画の中間年度での見直しを行い、住民・事業者アンケート、地区懇談会などの住民の意見、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、府中町第2次環境基本計画の基本方針を踏まえ、府中町の責務として取り組むべき今後の目標を明確化するよう審議を重ねました。

そして、「ごみのスリム化へ みんなで取り組む 循環型のまち あきふちゅう」をごみ処理基本計画の基本理念として掲げ、それを総合的かつ計画的に推進するため、「排出抑制の推進」、「資源化の推進」、「適正な処理・処分の推進」、「協働型環境づくりの推進」の4つの基本方針を設定しました。

この基本方針を効果的に推進するため、「住民」、「事業者」、「行政」の各主体が自らの役割を認識し、取り組みを図れるよう主体別に取り組み内容を位置づけています。

計画推進を図る数値目標は、ごみ処理の「入口」、「循環」、「出口」である「ごみの排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」としており、取り組みの効果が数値として表れるものとなっております。

府中町におかれましては、本答申に基づく計画案を実効性のあるものとするため、適宜、進捗状況を公表し、PDCAサイクルを活用した点検・評価・検証を行い適切な進捗管理の実行に努めるよう切望いたします。

また、社会情勢の変化や事業系ごみ排出量の著しい増加が見込まれる場合は、適切な見直しや事前に指導を行うようお願いいたします。

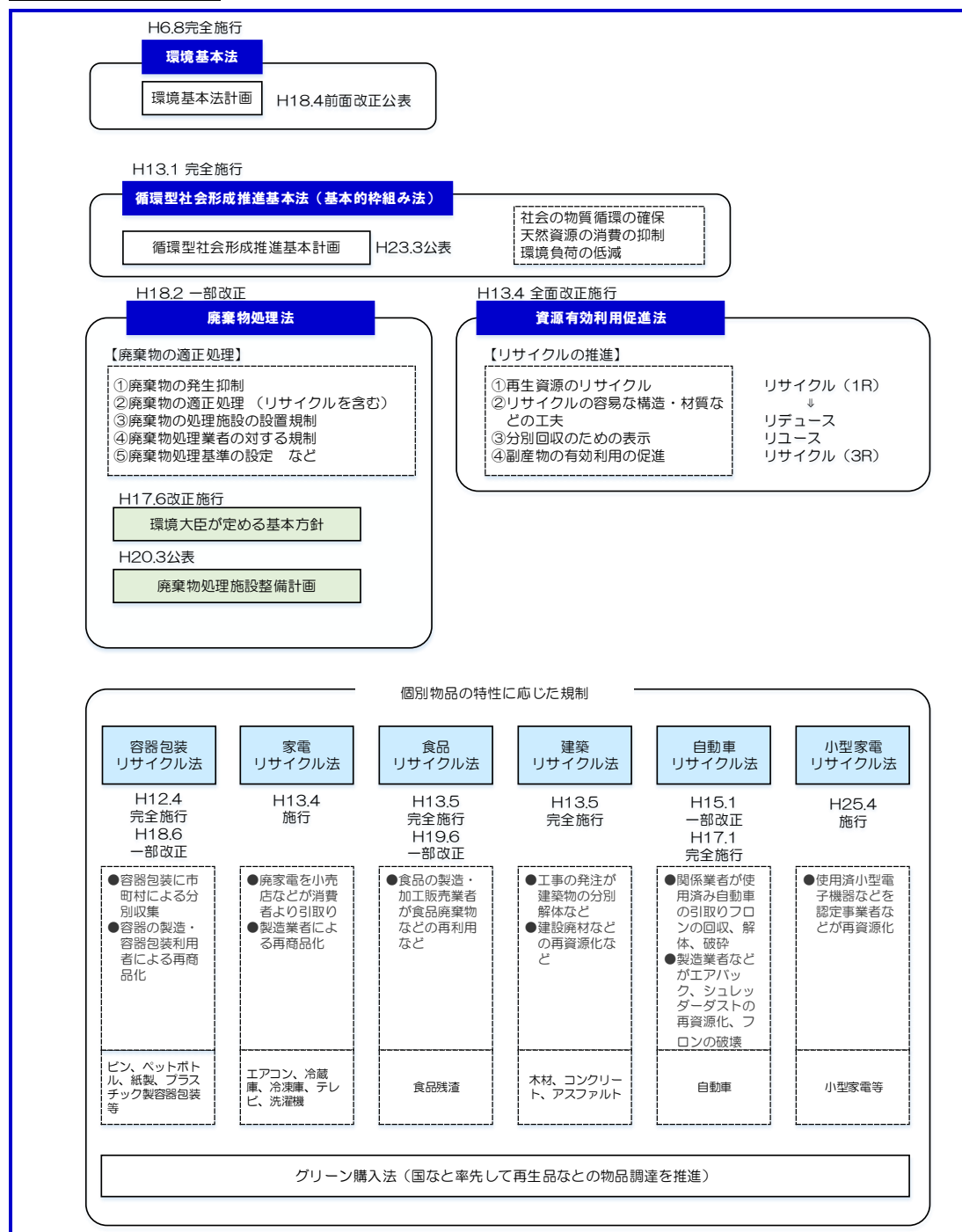
5.3 ごみ処理行政等の動向

国の関係法令等の動向

●国の関係法令等

国の廃棄物に関する法体系は、以下に示すとおりです。

国の関係法令の概要



●当町の関係計画

当町の廃棄物に関する関係計画は、以下に示すとおりです。

第4次府中町総合計画

所管	府中町
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度（10 年間）
将来像	ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう
基本理念	「商工住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち」 ～住んでよかった、住んでみたいまちづくり～
基本目標	①みんなで支えあい、未来につなぐまちづくり ②学び合い、志を育むまちづくり ③誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり ④便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり ⑤持続可能なまちづくり

第2次府中町環境基本計画

所管	府中町
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度（10 年間）
目標像	「ひと・まち・自然が共に生き、心豊かにくらすまち あきふちゅう」
基本方針と取り組みテーマ	①低炭素型のまちづくりの推進 （1）温室効果ガスの削減 （2）再生可能エネルギーの利活用 （3）吸収源対策の推進 ②自然と共生する快適環境の推進 （1）自然環境の保全 （2）生活環境の保全 （3）快適な都市環境の創造 ③資源循環による環境負荷の低減 （1）ごみの排出抑制 （2）ごみの資源化の推進 （3）ごみの適正な処理・処分 ④協働型環境づくりの推進 （1）環境意識の醸成 （2）環境活動の継続・拡大 （3）環境に配慮した事業活動の推進

ごみ処理技術の動向

●収集運搬

ごみ収集運搬は、非常に経費のかかる作業であり、廃棄物処理経費のうちに占める割合は非常に高くなっています。近年では、分別区分の拡大や交通事情の悪化など経費の増大をもたらす要因が増えている状況にあります。このため、ますます計画的に合理的なごみ収集運搬システムを構築することが求められています。

収集方式として日本で適用されている方式には、ステーション収集及び戸別収集があり、ステーション収集が最も一般的な方法といえます。

また、収集・運搬機材は、車両（トラック）、パイプライン、鉄道、船舶など多様な機材が用いられていますが、一般の物流と同様、収集運搬機材の大半が車両によって占められています。車両による収集運搬は、機動性、柔軟性に優れており、一部地域で他の収集方式が採り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えられます。

●中間処理

ごみの中間処理とは、不用物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、予め、人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりすることをいいます。その主要な方法としては、焼却、破碎、解体、熔融、ガス化、改質、分解、醗酵などがあげられます。

●最終処分

最終処分場は、埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん、污泥、鉱さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場で対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

埋立処分技術として、従来は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式（オープン型）が主流でしたが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクローズドシステム最終処分場の採用も多くなっています。

クローズドシステム最終処分場は自然条件の人為的な制御の他に、埋立地の外観が見えないことから従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ開放することも可能となります。しかし、従来のオープン型最終処分場と比べて、建設費用が割高になるなど課題もあります。

5.4 ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量の予測の手順

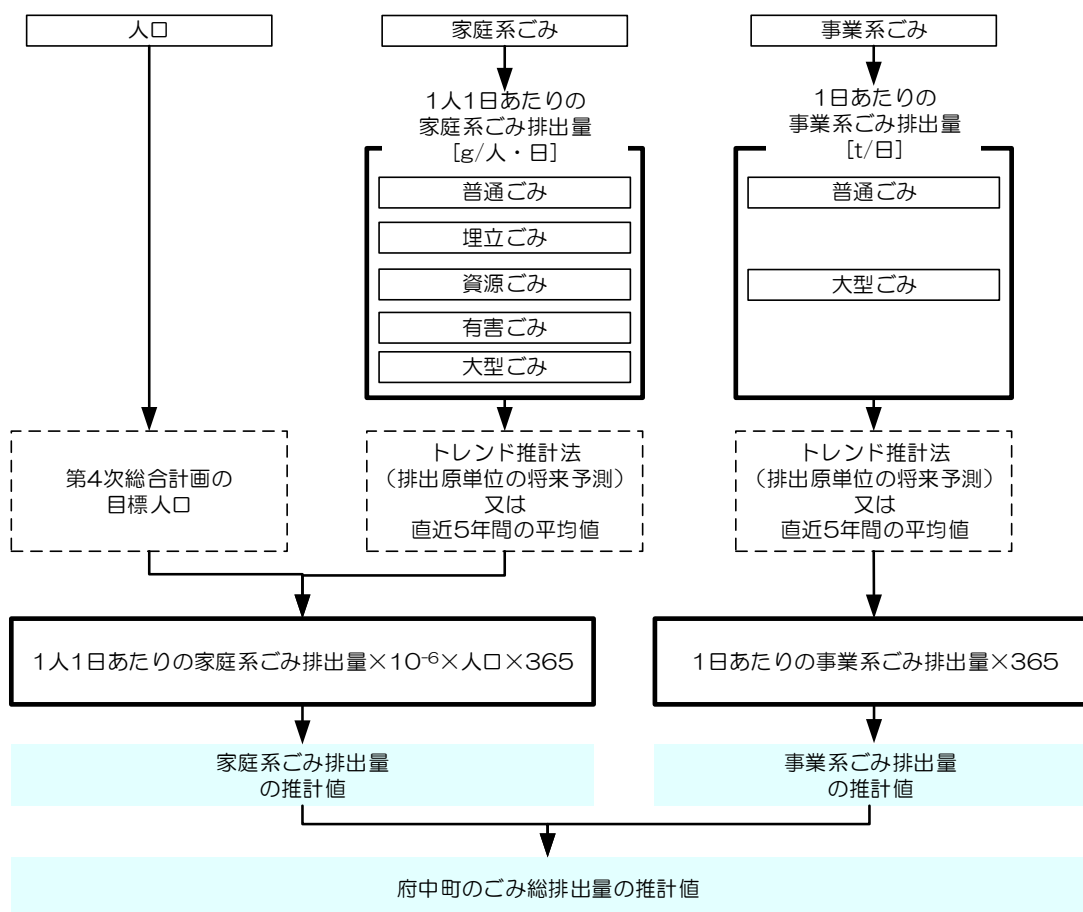
ごみ排出量の予測の手順は、以下に示すとおりです。

人口は、府中町第4次総合計画で用いられた推計値としました。

家庭系ごみについては、トレンド推計法により排出原単位（1人1日あたりの排出量）の予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値により推計値を算出しました。

事業系ごみについては、トレンド推計法により排出原単位（1日あたりの排出量）の予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値により推計値を算出しました。

ごみ排出量の予測の手順



ごみ排出量の予測の方法

●推計式の概要

ごみ排出量の予測は、直近 5 年間（平成 21 年度～25 年度）の実績値をもとに、以下に示す一次傾向線、二次傾向線、指数曲線、べき曲線、及びロジスティック曲線の 5 つの推計式により行いました。

推計式の一覧

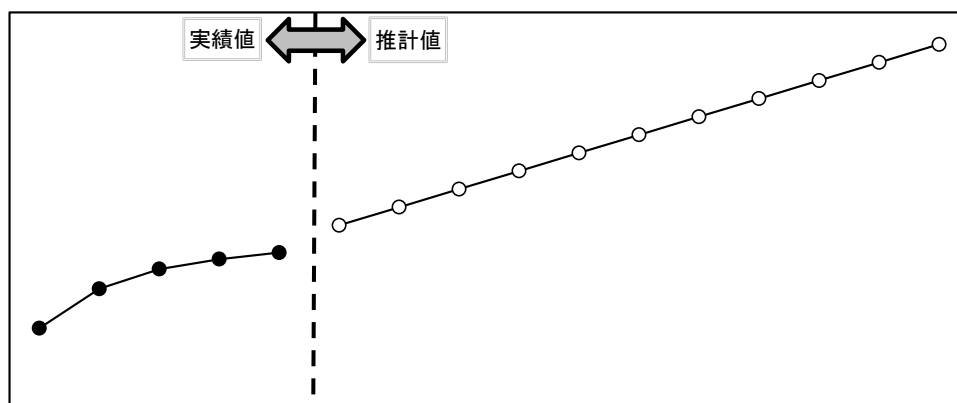
- ①一次傾向線： $y = a x + b$
 - ②二次傾向線： $y = a x^2 + b x + c$
 - ③一次指数曲線： $y = a \times b^x$
 - ④べき曲線： $y = y_0 + a \times x^b$
 - ⑤ロジスティック曲線： $y = K / (1 + e^{-(a-bx)})$
- x : 年度（基準年からの経過年数）
 y : x 年度（基準年から x 年後）の推計値
 y_0 : 実績初年度の値
 K : 過去の実績値から求められる飽和値
 a, b, c : 最小二乗法により求められる定数

なお、推計時には、以下を考慮しました。

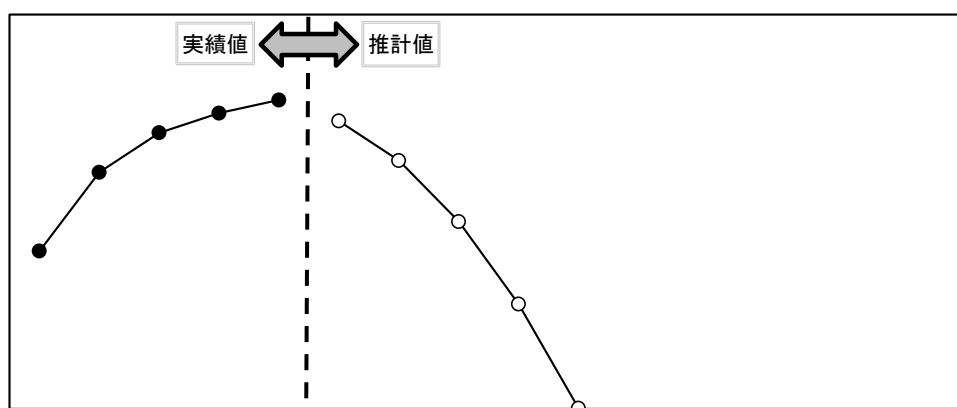
- 過去のごみ排出実績と比べて極端に異なる傾向や、現実的な増減傾向を示さない推計式は候補から除外しました。
- ごみの大きな増減を引き起こす要因が考えられないにも関わらず、増加や減少が継続する場合は、相関係数が高くとも候補から除外しました（増加・減少傾向の緩やかなものを選択した場合があります）。
- 過去の実績が増減を繰り返し、その増減の理由や明確な傾向が不明確な場合は、実績値の平均値を推計値としました。

①一次傾向線： $y = ax + b$

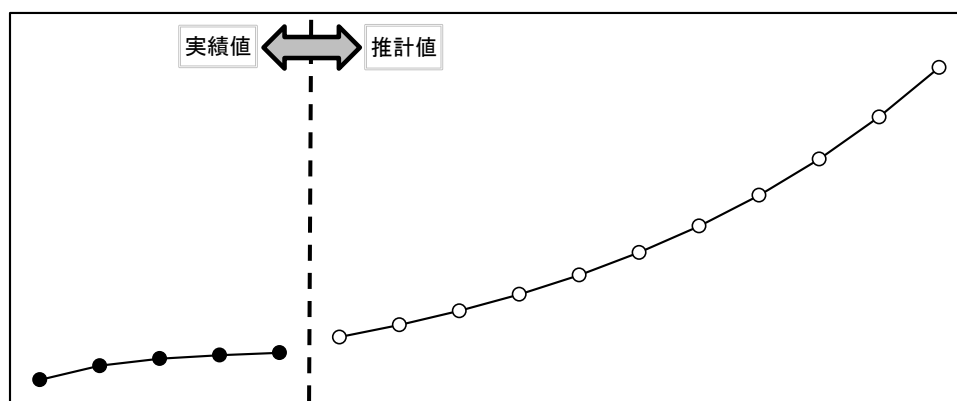
実績値を直線に置き換えた場合の推計式です。

②二次傾向線： $y = ax^2 + bx + c$

実績値を放物線に置き換えた場合の推計式です。

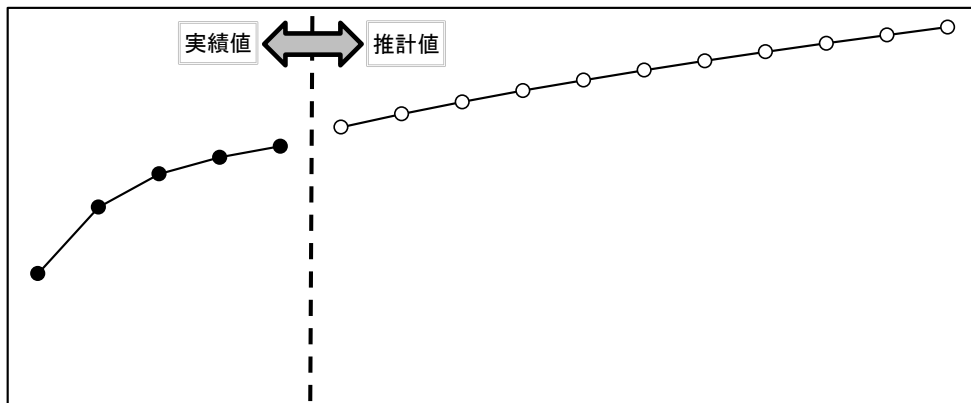
③一次指数曲線： $y = a \times b^x$

実績値の伸びを一定の比率で増加または減少させる推計式であり、増加または減少傾向が急激になります。



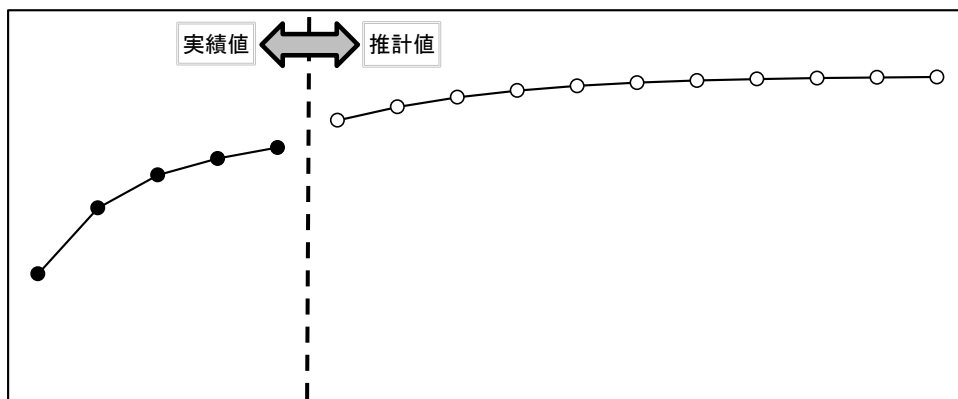
④べき曲線： $y = y_0 + a \times x^b$

実績値の伸びを徐々に増加させる推計式であり、実績値が増加し続ける場合に相関係数が高くなります。



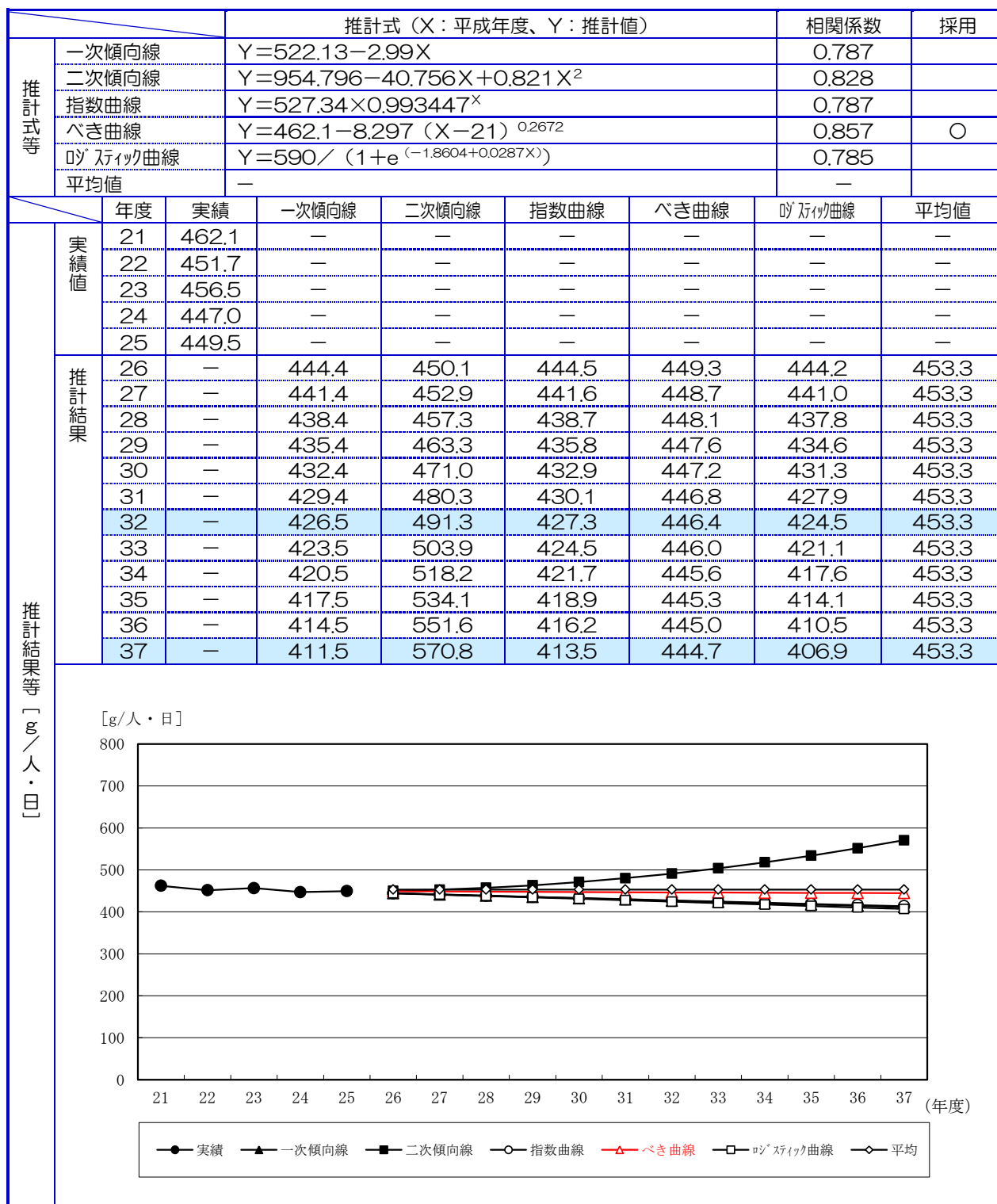
⑤ロジスティック曲線： $y = K / (1 + e^{(a-bx)})$

実績値の伸びを徐々に増加させた後、徐々に減少させ一定の値に近づく推計式です。

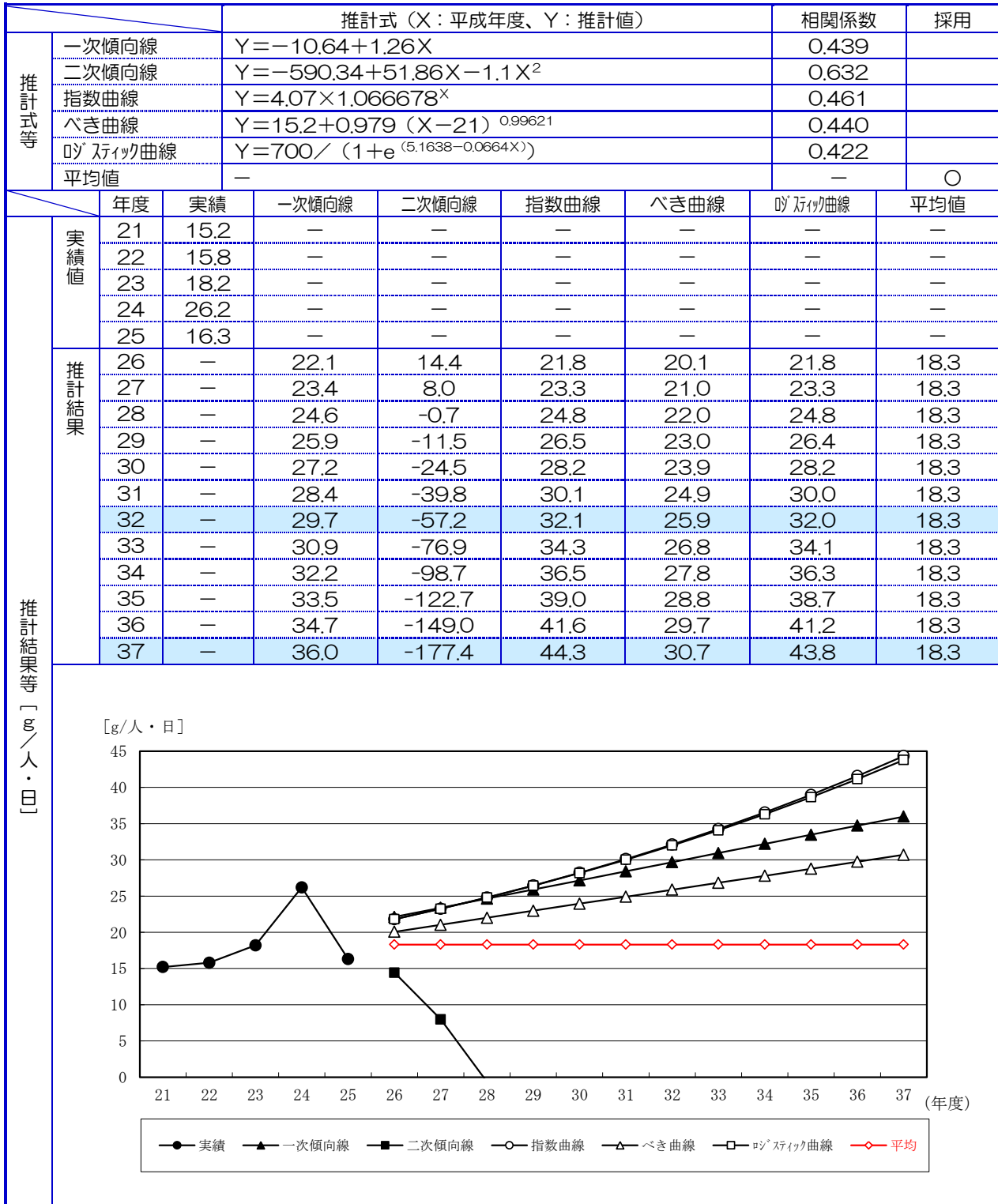


ごみ排出量の予測結果（現状推移）

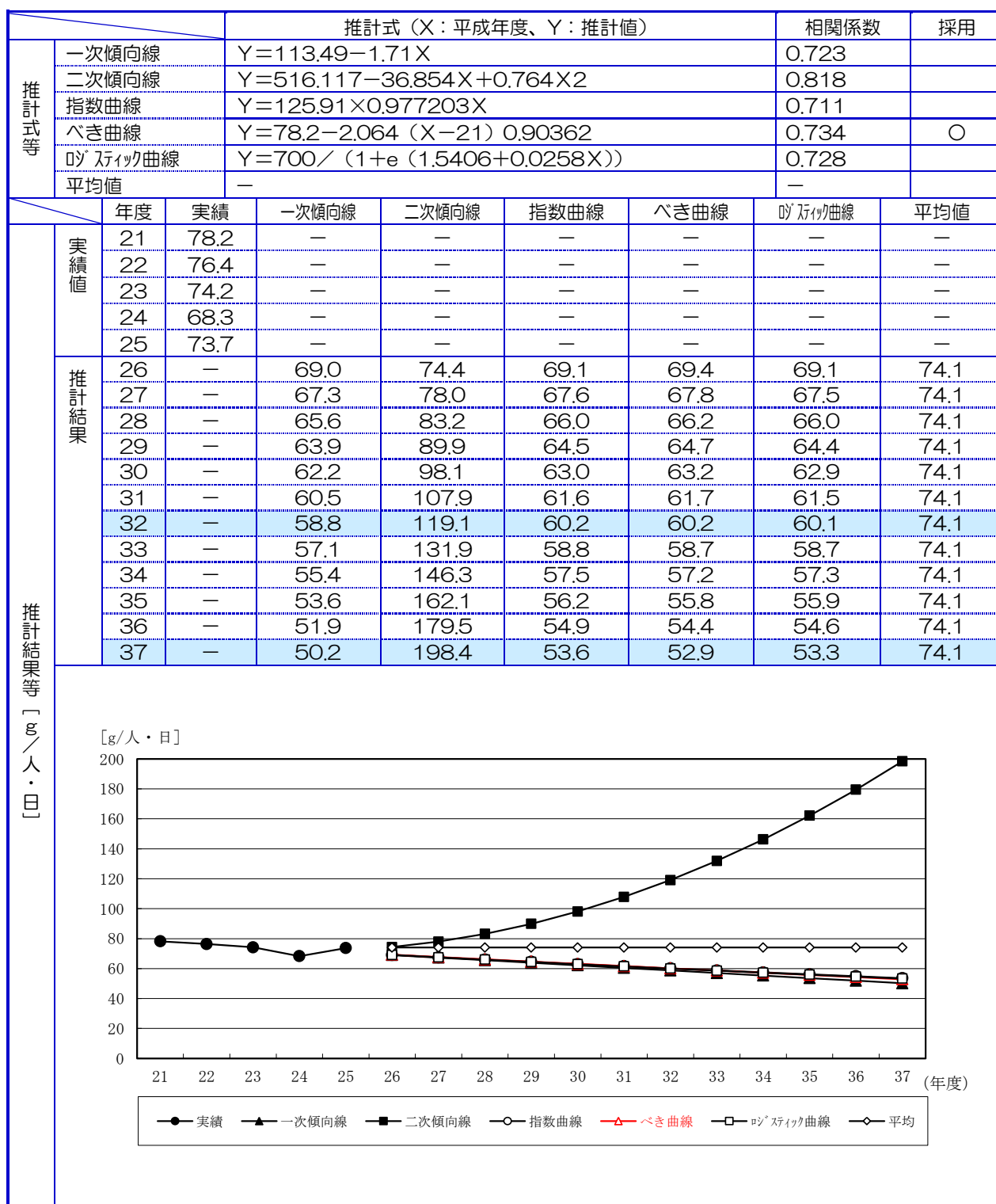
●家庭系ごみ（普通ごみ）



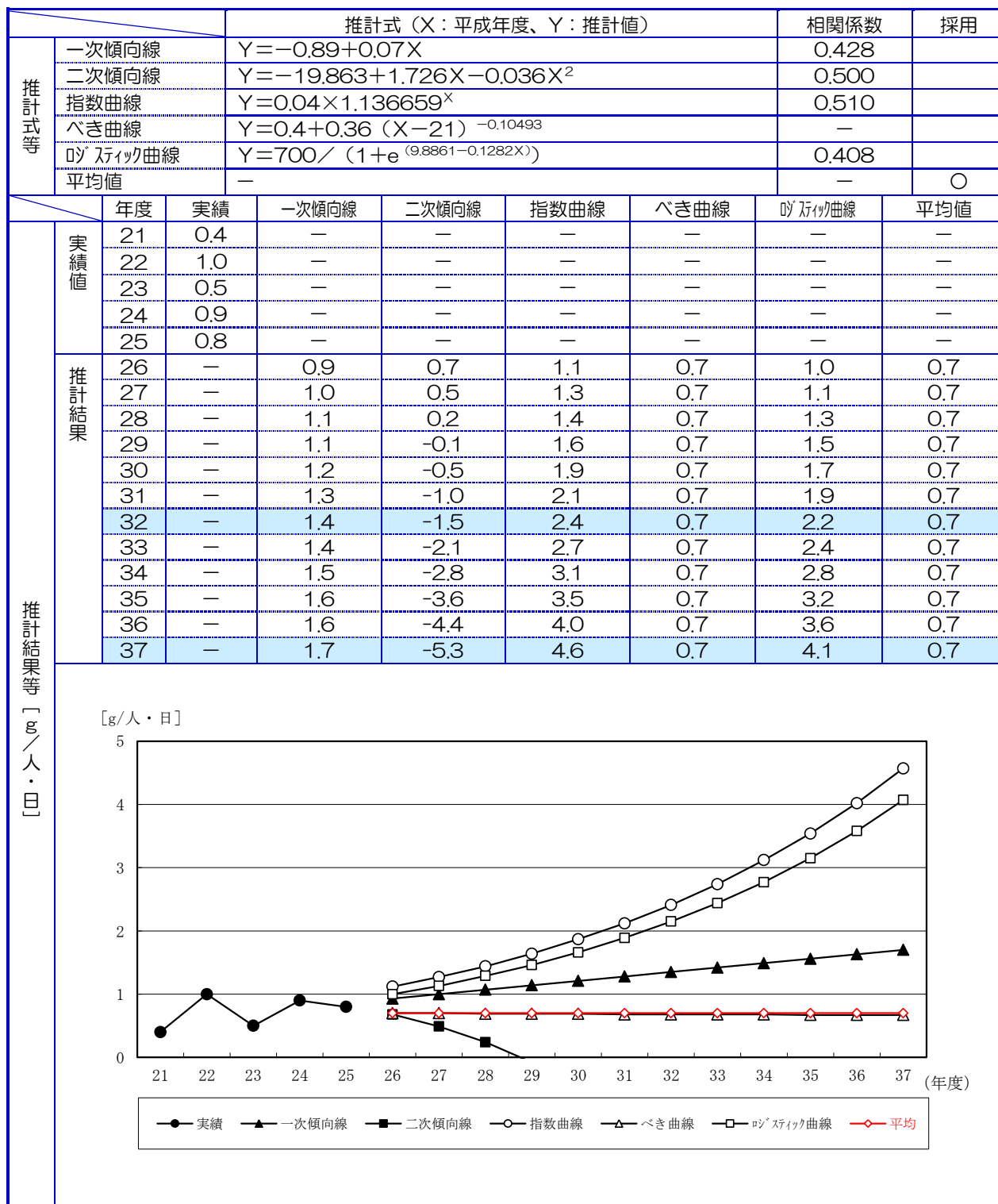
●家庭系ごみ（埋立ごみ）



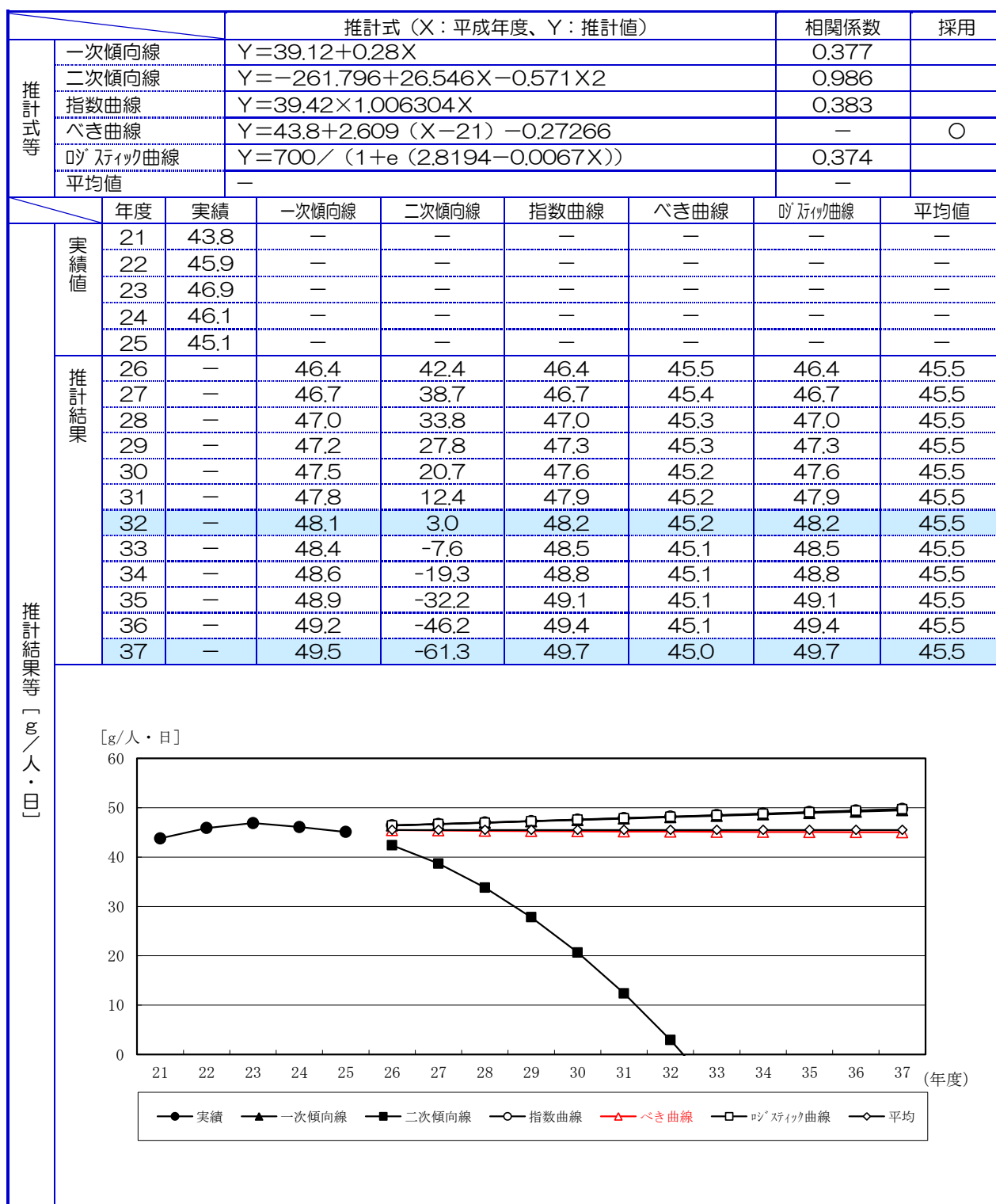
●家庭系ごみ（資源ごみ）



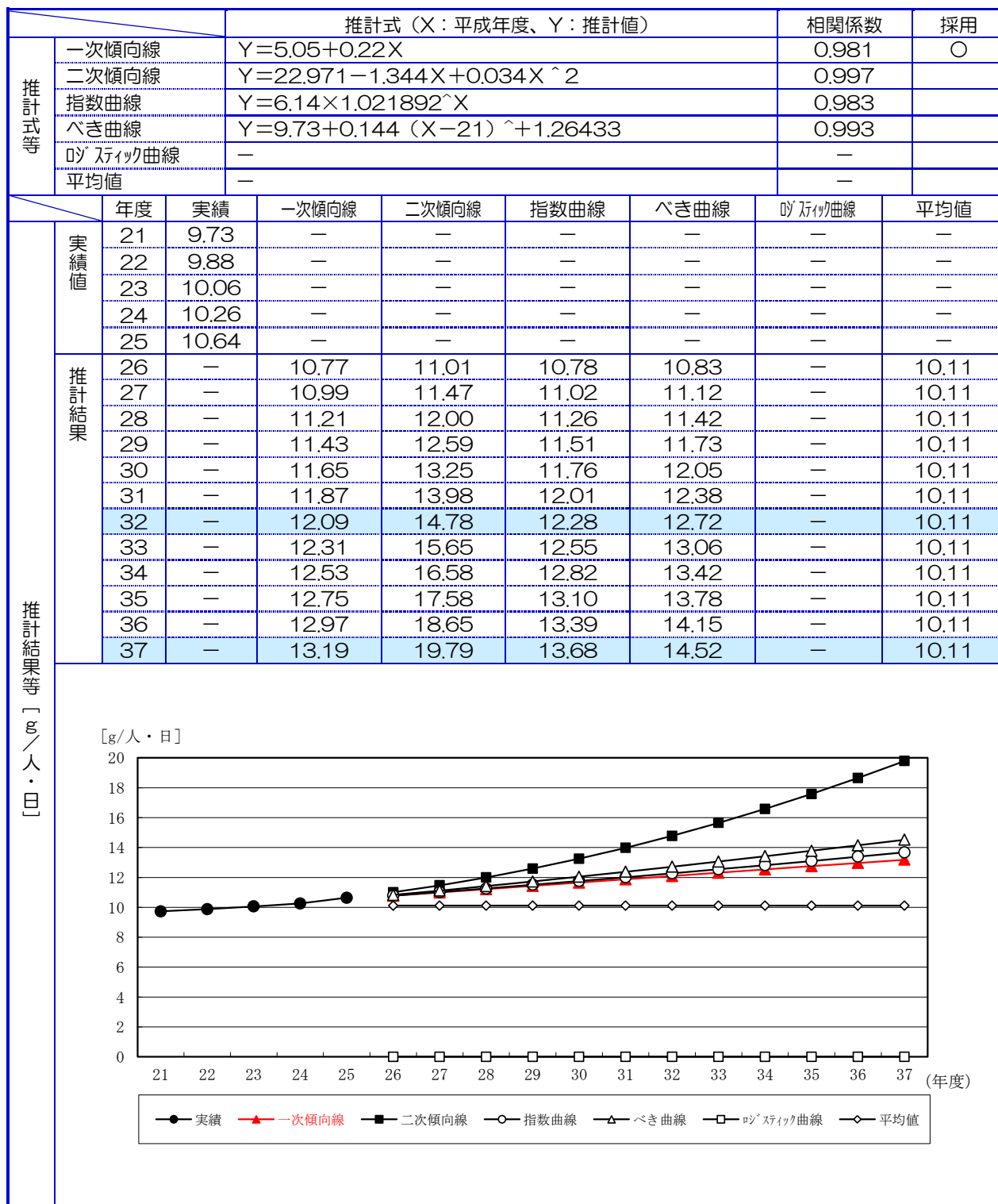
●家庭系ごみ（有害ごみ）



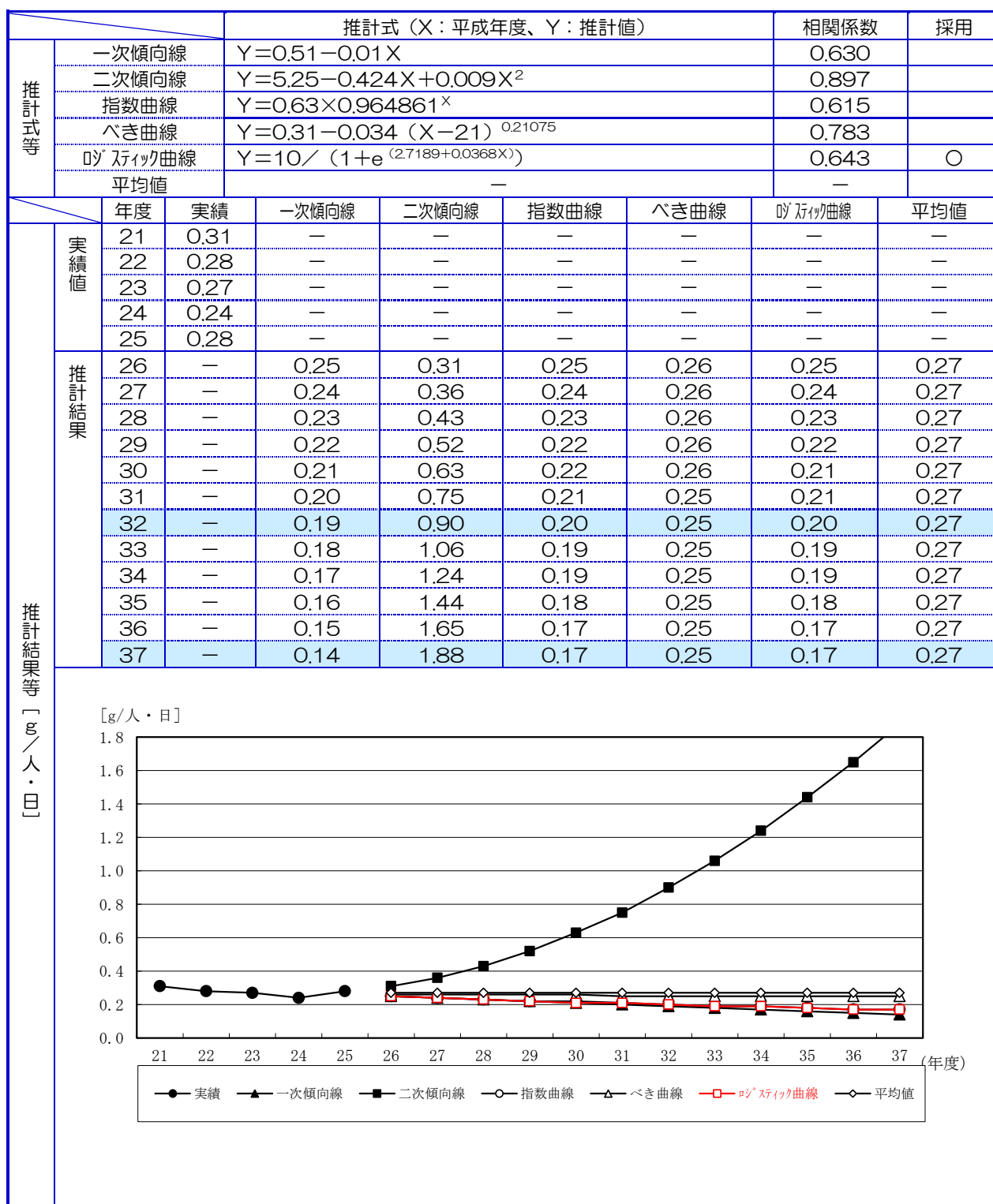
●家庭系ごみ（大型ごみ）



●事業系ごみ（普通ごみ）



●事業系ごみ（大型ごみ）



■ごみ排出量の予測結果(現状推移)

		←実績値						
		単位	H21	H22	H23	H24	H25	
人口	A 総人口	人	50,931	50,693	50,674	51,393	51,605	
	a1 計画収集人口	人	50,931	50,693	50,674	51,393	51,605	
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	
ごみ排出量（現状ベース）	B 家庭系ごみ	t/年	11,147	10,933	11,028	11,039	11,028	
		t/日	30.5	30.0	30.2	30.2	30.2	
		g/人・日	599.6	590.9	596.2	588.5	585.5	
	b1 普通ごみ	t/年	8,590	8,357	8,443	8,385	8,467	
		t/日	23.5	22.9	23.1	23.0	23.2	
		g/人・日	462.1	451.7	456.5	447.0	449.5	
	b2 埋立ごみ	t/年	283	293	337	491	307	
		t/日	0.8	0.8	0.9	1.3	0.8	
		g/人・日	15.2	15.8	18.2	26.2	16.3	
	b3 資源ごみ	t/年	1,453	1,414	1,372	1,282	1,388	
		t/日	4.00	3.87	3.76	3.51	3.80	
		g/人・日	78.16	76.42	74.18	68.34	73.69	
	b4 有害ごみ	t/年	7	19	9	16	16	
		t/日	0.02	0.05	0.02	0.04	0.04	
		g/人・日	0.38	1.03	0.49	0.85	0.85	
	b5 大型ごみ	t/年	814	850	867	865	850	
		t/日	2.23	2.33	2.38	2.37	2.33	
		g/人・日	43.79	45.94	46.87	46.11	45.13	
	C 事業系ごみ		t/年	3,667	3,709	3,773	3,835	3,986
			t/日	10.0	10.2	10.3	10.5	10.9
		c1 普通ごみ	t/年	3,553	3,606	3,673	3,746	3,885
			t/日	9.7	9.9	10.1	10.3	10.6
		c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
			t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		c5 大型ごみ	t/年	114	103	100	89	101
			t/日	0.31	0.28	0.27	0.24	0.28
		D ごみ排出量		t/年	14,814	14,642	14,801	14,874
E 集団回収量		t/年	0	0	0	0	0	
F ごみ総排出量		t/年	14,814	14,642	14,801	14,874	15,014	
		t/日	40.6	40.1	40.6	40.8	41.1	
		g/人・日	796.9	791.3	800.2	792.9	797.1	
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	521.4	514.5	522.0	520.2	511.8	

■ごみ排出量の予測結果(現状推移)つづき

			推計値→						
人口			単位	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	A 総人口		人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354
	a1 計画収集人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354	
	a2自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量（現状ベース）	B 家庭系ごみ		t/年	10,979	11,009	10,991	10,973	10,958	10,942
			t/日	30.1	30.2	30.1	30.1	30.0	30.0
			g/人・日	583.2	580.9	578.7	576.6	574.6	572.6
	b1 普通ごみ		t/年	8,459	8,504	8,511	8,519	8,528	8,537
			t/日	23.2	23.3	23.3	23.3	23.4	23.4
			g/人・日	449.3	448.7	448.1	447.6	447.2	446.8
	b2 埋立ごみ		t/年	345	347	348	348	349	350
			t/日	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
			g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	b3 資源ごみ		t/年	1,306	1,285	1,258	1,231	1,205	1,178
			t/日	3.58	3.52	3.45	3.37	3.30	3.23
			g/人・日	69.4	67.8	66.2	64.7	63.2	61.7
	b4 有害ごみ		t/年	13	13	13	13	13	13
			t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
			g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	b5 大型ごみ		t/年	856	860	861	862	863	864
			t/日	2.35	2.36	2.36	2.36	2.36	2.37
			g/人・日	45.5	45.4	45.3	45.3	45.2	45.2
	C 事業系ごみ		t/年	4,022	4,099	4,176	4,252	4,329	4,410
			t/日	11.0	11.2	11.4	11.6	11.9	12.1
	c1 普通ごみ		t/年	3,931	4,011	4,092	4,172	4,252	4,333
			t/日	10.8	11.0	11.2	11.4	11.7	11.9
	c2 埋立ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c3 資源ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c4 有害ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
c5 大型ごみ		t/年	91	88	84	80	77	77	
		t/日	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
D ごみ排出量		t/年	15,001	15,108	15,167	15,225	15,287	15,352	
E 集団回収量		t/年	433	433	433	433	433	433	
F ごみ総排出量		t/年	15,434	15,541	15,600	15,658	15,720	15,785	
		t/日	42.3	42.6	42.7	42.9	43.1	43.2	
		g/人・日	819.8	820.0	821.4	822.8	824.3	826.0	
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	513.8	513.1	512.5	511.9	511.4	510.9	

■ごみ排出量の予測結果(現状推移)つづき

		推計値→						
		単位	H32	H33	H34	H35	H36	H37
人口	A 総人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000
	a1 計画収集人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量（現状ベース）	B 家庭系ごみ	t/年	10,927	10,914	10,901	10,888	10,877	10,866
		t/日	29.9	29.9	29.9	29.8	29.8	29.8
		g/人・日	570.7	568.8	567.0	565.1	563.4	561.7
	b1 普通ごみ	t/年	8,547	8,557	8,568	8,579	8,591	8,603
		t/日	23.4	23.4	23.5	23.5	23.5	23.6
		g/人・日	446.4	446.0	445.6	445.3	445.0	444.7
	b2 埋立ごみ	t/年	350	351	352	353	353	354
		t/日	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	b3 資源ごみ	t/年	1,152	1,127	1,101	1,075	1,049	1,024
		t/日	3.16	3.09	3.02	2.94	2.87	2.80
		g/人・日	60.2	58.7	57.2	55.8	54.4	52.9
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	14	14
		t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	b5 大型ごみ	t/年	865	866	867	868	870	871
		t/日	2.37	2.37	2.38	2.38	2.38	2.39
		g/人・日	45.2	45.1	45.1	45.1	45.1	45.0
	C 事業系ごみ	t/年	4,486	4,562	4,642	4,720	4,796	4,876
		t/日	12.3	12.5	12.7	12.9	13.1	13.4
		g/人・日	216.1	219.6	223.1	226.6	230.1	233.6
	c1 普通ごみ	t/年	4,413	4,493	4,573	4,654	4,734	4,814
		t/日	12.1	12.3	12.5	12.8	13.0	13.2
		g/人・日	212.6	215.6	218.6	221.6	224.6	227.6
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c5 大型ごみ	t/年	73	69	69	66	62	62
		t/日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		g/人・日	3.7	3.4	3.4	3.2	3.0	3.0
D ごみ排出量		t/年	15,413	15,476	15,543	15,608	15,673	15,742
E 集団回収量		t/年	433	433	433	433	433	433
F ごみ総排出量		t/年	15,846	15,909	15,976	16,041	16,106	16,175
		t/日	43.4	43.6	43.8	43.9	44.1	44.3
		g/人・日	827.5	829.1	830.9	832.6	834.3	836.1
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	510.5	510.1	509.8	509.3	509.1	508.8

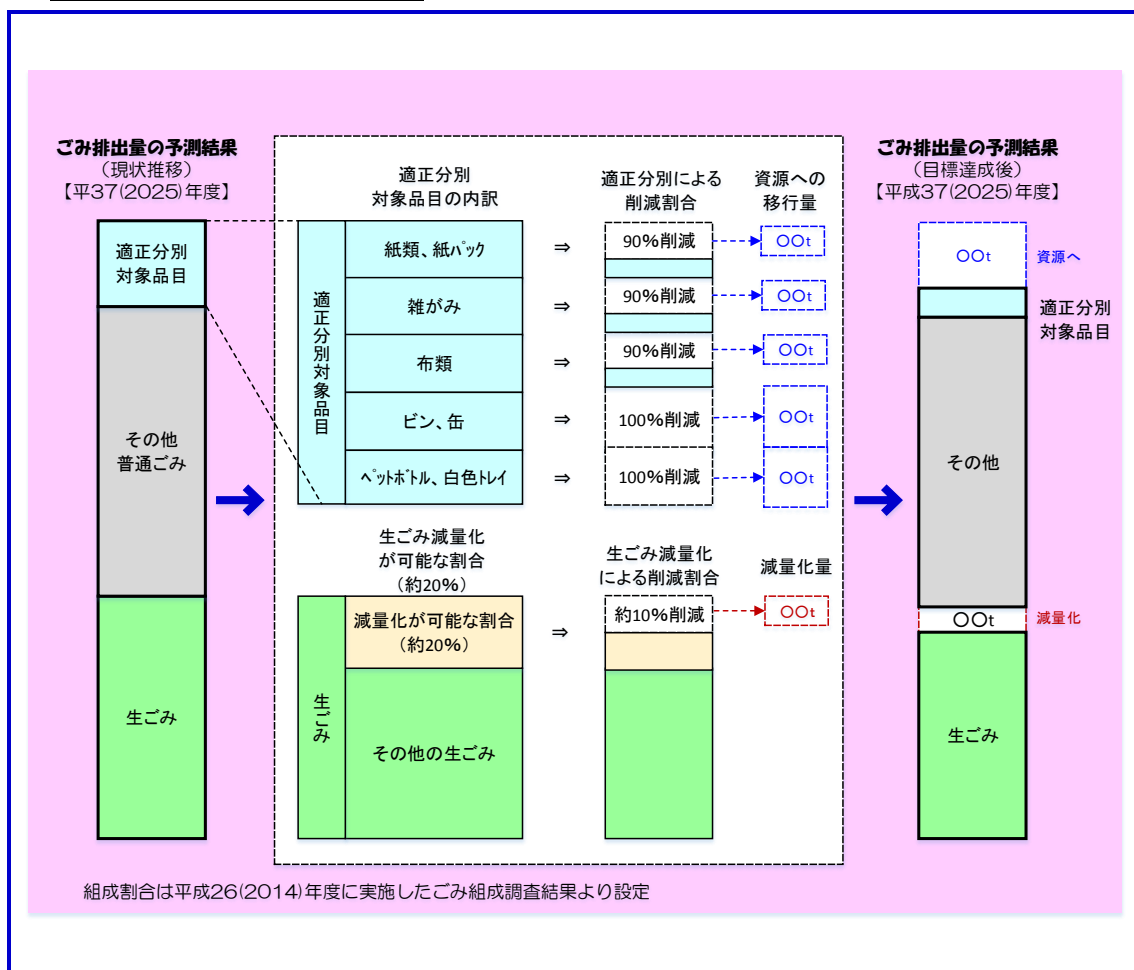
ごみ排出量の予測結果（施策を考慮した場合）

●施策による効果の試算

施策による効果は、当町が平成 26（2014）年度に実施したごみ組成調査結果から算出された資源物などの混入量（ポテンシャル）に本計画で実施する施策によりごみ減量化や資源化が期待される対象品目の削減割合を掛けることにより算出します。

本計画の施策を実施した場合の適正分別による資源化、減量化が期待される品目及びその削減割合の考え方は以下に示すとおりです。

■施策を考慮する場合の考え方



■対象品目及び削減割合

		家庭系ごみ（普通ごみ）	事業系ごみ（普通ごみ）
削減割合の設定	適正分別	【紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、雑がみ、紙パック、布類】 家庭系ごみの紙類や布類については、適正分別による資源化を行うことが原則であるが、当町では汚れているものや一部の品目（ふきん、ネクタイなど）については普通ごみとしての取り扱いを許可しているため、適正分別による削減割合は 90%とした。	【紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、雑がみ、紙パック、その他の紙類、布類】 事業系ごみの紙類や布類については、適正分別による資源化を行うことが原則であるが、当町では汚れているものや一部の品目（ふきん、ネクタイなど）については普通ごみとしての取り扱いを許可しているため、適正分別による削減割合は 90%とした。
		【ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ】 ビン、缶、ペットボトル、白色トレイについては、適正分別による資源化を行うことが原則であるため、適正分別による削減割合は 100%とした。	【プラスチック製容器包装】 事業系ごみのプラスチック製容器包装については、産業廃棄物として排出されることが原則であるが、当町では個人商店などについては、普通ごみとしての処理を指導している。また、汚れているものや事業の中での人々の活動によって排出される一部の品目（ラップ類など塩ビ製品食品のプラスチック製容器包装ごみなど）の完全撤廃は難しいことが想定されることから、適正分別による削減割合は 90%とした。
	減量化	【生ごみ】 生ごみは「水分が多く含まれているもの」や「手つかずの食品」、「食べ残し」が多く存在していることから、排出された生ごみの内、20%の減量化が可能であると想定される。ただし、当町では生ごみの減量化に既に取り組まれている住民や事業者が存在することや生ごみ減量化への協力が他の品目に比べ得られにくいことを踏まえ、生ごみ減量化による削減割合は 20%の半分である 10%とした。	
その他考慮する事項		平成 25（2013）年度に実施した町内会アンケート結果より集団回収量の賦存量を 563t（現在、集団回収量を把握されていない町内会の回収量を含む）を考慮する。	大型商業施設の増床分（1.5 倍）として約 500 t / 年（開店時の半分）増加することを考慮する。

●ごみ排出量の予測結果（施策を考慮した場合）

■ごみ排出量の予測結果①（施策を考慮した場合）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
項 目		推 計 値					
人口	A 総人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246
	a1 計画収集人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246
ごみ排出量（施策実施前）	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	B 家庭系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	10,979	11,009	10,991	10,973	10,958
ごみ排出量（施策実施後）	b1 可燃ごみ	t/年	8,459	8,504	8,511	8,519	8,528
	b2 埋立ごみ	t/年	345	347	348	348	349
ごみ排出量（施策実施後）	b3 資源ごみ	t/年	1,306	1,285	1,258	1,231	1,205
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	13
ごみ排出量（施策実施後）	b5 大型ごみ	t/年	856	860	861	862	863
	C 事業系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	4,022	4,099	4,176	4,252	4,829
ごみ排出量（施策実施後）	C1 可燃ごみ	t/年	3,931	4,011	4,092	4,172	4,752
	C2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0
ごみ排出量（施策実施後）	C3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	C4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
ごみ排出量（施策実施後）	C5 大型ごみ	t/年	91	88	84	80	77
	D ごみ排出量	t/年	15,001	15,108	15,167	15,225	15,787
ごみ排出量（施策実施後）	E 集団回収量	t/年	433	433	433	433	433
	F ごみ総排出量	t/年	15,434	15,541	15,600	15,658	16,220
ごみ排出量（施策実施後）	F 総排出量	g/人・日	820	820	821	823	851
	G 家庭系可燃ごみに含まれる紙類の適正排出（資源ごみへ）	t/年			60	119	179
ごみ排出量（施策実施後）	g1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			7.0%	7.0%	7.0%
	g2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
ごみ排出量（施策実施後）	H 家庭系可燃ごみに含まれる衣類の適正排出（資源ごみへ）	t/年			9	17	26
	h1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			1.0%	1.0%	1.0%
ごみ排出量（施策実施後）	h2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
	I 家庭系可燃ごみに含まれるビン・缶類の適正排出（資源ごみへ）	t/年			3	5	8
ごみ排出量（施策実施後）	i1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.3%	0.3%	0.3%
	i2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
ごみ排出量（施策実施後）	J 家庭系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの適正排出（資源ごみへ）	t/年			9	17	26
	j1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			1.0%	1.0%	1.0%
ごみ排出量（施策実施後）	j2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
	K 家庭系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年			35	70	105
ごみ排出量（施策実施後）	k1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			41.0%	41.0%	41.0%
	K2 削減可能量	%			20.0%	20.0%	20.0%
ごみ排出量（施策実施後）	K3 削減割合	%			5.0%	10.0%	15.0%
	L 家庭系可燃ごみに含まれる雑がみの新規分別（資源ごみへ）	t/年			0	0	90
ごみ排出量（施策実施後）	l1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			7.0%	7.0%	7.0%
	l2 削減割合	%			0.0%	0.0%	15.0%
ごみ排出量（施策実施後）	M 事業系可燃ごみに含まれる紙類の資源化の徹底	t/年			0	179	409
	m1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			43.0%	43.0%	43.0%
ごみ排出量（施策実施後）	m2 削減割合	%			0.0%	10.0%	20.0%
	N 事業系可燃ごみに含まれる衣類の資源化の徹底	t/年			0	2	4
ごみ排出量（施策実施後）	n1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.4%	0.4%	0.4%
	n2 削減割合	%			0.0%	10.0%	20.0%
ごみ排出量（施策実施後）	O 事業系可燃ごみに含まれるビン・缶類の資源化の徹底	t/年			0	3	6
	o1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.6%	0.6%	0.6%
ごみ排出量（施策実施後）	o2 削減割合	%			0.0%	11.0%	22.0%
	P 事業系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの資源化の徹底	t/年			0	2	4
ごみ排出量（施策実施後）	p1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.4%	0.4%	0.4%
	p2 削減割合	%			0.0%	11.0%	22.0%
ごみ排出量（施策実施後）	Q 事業系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年			0	0	19
	q1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			28.0%	28.0%	28.0%
ごみ排出量（施策実施後）	q2 削減可能量	%			20.0%	20.0%	20.0%
	q3 削減割合	%			0.0%	0.0%	7.0%
ごみ排出量（施策実施後）	S 事業系可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックの資源化の徹底	t/年			0	17	38
	s1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			4.0%	4.0%	4.0%
ごみ排出量（施策実施後）	s2 削減割合	%			0.0%	10.0%	20.0%
	T 集団回収量	t/年	—	—	—	130	130

■ごみ排出量の予測結果①（施策を考慮した場合） つづき

		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
項 目		推計値					
人口	A 総人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892
	a1 計画収集人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
ごみ排出量（施策実施前）	B 家庭系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	10,927	10,914	10,901	10,888	10,877
	b1 可燃ごみ	t/年	8,547	8,557	8,568	8,579	8,591
	b2 埋立ごみ	t/年	350	351	352	353	354
	b3 資源ごみ	t/年	1,152	1,127	1,101	1,075	1,049
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	14
	b5 大型ごみ	t/年	865	866	867	868	870
	C 事業系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	4,986	5,062	5,142	5,220	5,296
	c1 可燃ごみ	t/年	4,913	4,993	5,073	5,154	5,234
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	c5 大型ごみ	t/年	73	69	69	66	62
	D ごみ排出量	t/年	15,913	15,976	16,043	16,108	16,242
	E 集団回収量	t/年	433	433	433	433	433
	F ごみ総排出量	t/年	16,346	16,409	16,476	16,541	16,675
		g/人・日	854	855	857	859	862
家庭系ごみに対する施策の効果	G 家庭系可燃ごみに含まれる紙類の適正排出（資源ごみへ）	t/年	299	359	420	480	541
	g1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
	g2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	H 家庭系可燃ごみに含まれる衣類の適正排出（資源ごみへ）	t/年	43	51	60	69	77
	h1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	h2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	I 家庭系可燃ごみに含まれるビン・缶類の適正排出（資源ごみへ）	t/年	13	15	18	21	23
	i1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	i2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	J 家庭系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの適正排出（資源ごみへ）	t/年	43	51	60	69	77
	j1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	j2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	K 家庭系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年	175	211	246	281	317
	k1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%
	K2 削減可能量	%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
	K3 削減割合	%	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%
	L 家庭系可燃ごみに含まれる雑がみの新規分別（資源ごみへ）	t/年	239	300	360	420	481
	l1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
	l2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
事業系ごみに対する施策の効果	M 事業系可燃ごみに含まれる紙類の資源化の徹底	t/年	845	1074	1309	1551	1801
	m1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	43.0%	43.0%	43.0%	43.0%	43.0%
	m2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
	N 事業系可燃ごみに含まれる衣類の資源化の徹底	t/年	8	10	12	14	17
	n1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
	n2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
	O 事業系可燃ごみに含まれるビン・缶類の資源化の徹底	t/年	13	17	20	24	28
	o1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
	o2 削減割合	%	44.0%	55.0%	66.0%	77.0%	88.0%
	P 事業系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの資源化の徹底	t/年	9	11	13	16	18
	p1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
	p2 削減割合	%	44.0%	55.0%	66.0%	77.0%	88.0%
	Q 事業系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年	58	78	99	121	144
	q1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%
	q2 削減可能量	%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
	q3 削減割合	%	21.0%	28.0%	35.0%	42.0%	49.0%
S 事業系可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックの資源化の徹底	s1 ポテンシャル（組成調査結果より）	t/年	79	100	122	144	168
	s2 削減割合	%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	s2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
T 集団回収量		t/年	130	130	130	130	130

■ごみ排出量の予測結果②（施策を考慮した場合）

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人口	A 総人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354
	a1 計画収集人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354
	a2自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量（目標達成時）	B 家庭系ごみ	t/年	10,979	11,009	10,956	10,903	10,853	10,802
		t/日	30.1	30.2	30.0	29.9	29.7	29.6
		g/人・日	583.2	580.9	576.9	572.9	569.1	565.3
	b1 可燃ごみ	t/年	8,459	8,504	8,397	8,291	8,096	7,900
		t/日	23.2	23.3	23.0	22.7	22.2	21.6
		g/人・日	449.3	448.7	442.2	435.7	424.5	413.4
	b2 埋立ごみ	t/年	345	347	348	348	349	350
		t/日	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	b3 資源ごみ	t/年	1,306	1,285	1,337	1,389	1,533	1,675
		t/日	3.6	3.5	3.7	3.8	4.2	4.6
		g/人・日	69.4	67.8	70.4	73.0	80.4	87.6
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	13	13
		t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	b5 大型ごみ	t/年	856	860	861	862	863	864
		t/日	2.35	2.36	2.36	2.36	2.36	2.37
		g/人・日	45.5	45.4	45.3	45.3	45.3	45.2
	C 事業系ごみ	t/年	4,022	4,099	4,176	4,050	4,349	4,169
		t/日	11.0	11.2	11.4	11.1	11.9	11.4
		g/人・日	10.8	11.0	11.2	10.9	11.7	11.2
	c1 可燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0	0	0	0	0	0
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0	0	0	0	0	0
	c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0	0	0	0	0	0
	c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	c5 大型ごみ	t/年	91	88	84	80	77	77
		t/日	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.21
		g/人・日	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.21
D ごみ排出量		t/年	15,001	15,108	15,132	14,953	15,203	14,971
E 集団回収量		t/年	433	433	433	563	563	563
F ごみ総排出量		t/年	15,434	15,541	15,565	15,516	15,766	15,534
		t/日	42.3	42.6	42.6	42.5	43.2	42.6
		g/人・日	819.8	820.0	819.6	815.3	826.7	812.9
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	513.8	513.1	506.5	499.9	488.7	477.7

■ごみ排出量の予測結果②（施策を考慮した場合） つづき

		単位	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
人口	A 総人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000	
	a1 計画収集人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000	
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	
ごみ排出量（目標達成時）	B 家庭系ごみ	t/年	10,752	10,704	10,655	10,607	10,560	10,513	
		t/日	29.5	29.3	29.2	29.1	28.9	28.8	
		g/人・日	561.5	557.8	554.2	550.5	547.0	543.5	
	b1 可燃ごみ	t/年	7,735	7,570	7,404	7,239	7,074	6,977	
		t/日	21.2	20.7	20.3	19.8	19.4	19.1	
		g/人・日	404.0	394.5	385.1	375.7	366.4	360.7	
	b2 埋立ごみ	t/年	350	351	352	353	353	354	
		t/日	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	
	b3 資源ごみ	t/年	1,789	1,904	2,019	2,134	2,249	2,297	
		t/日	4.9	5.2	5.5	5.8	6.2	6.3	
		g/人・日	93.4	99.2	105.0	110.7	116.5	118.7	
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	14	14	
		t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	b5 大型ごみ	t/年	865	866	867	868	870	871	
		t/日	2.37	2.37	2.38	2.38	2.38	2.39	
		g/人・日	45.2	45.1	45.1	45.1	45.1	45.0	
	C 事業系ごみ	t/年	3,975	3,773	3,566	3,349	3,122	2,907	
		t/日	10.9	10.3	9.8	9.2	8.6	8.0	
		t/年	3,902	3,704	3,497	3,283	3,060	2,845	
	c1 可燃ごみ	t/日	10.7	10.1	9.6	9.0	8.4	7.8	
		t/年	0	0	0	0	0	0	
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		t/年	0	0	0	0	0	0	
	c3 資源ごみ	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		t/年	0	0	0	0	0	0	
		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
c4 有害ごみ	t/年	73	69	69	66	62	62		
	t/日	0.20	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17		
	t/年	798.5	783.8	768.9	753.6	737.9	722.8		
c5 大型ごみ	g/人・日	468.1	458.6	449.2	439.8	430.5	424.8		
	D ごみ排出量		t/年	14,727	14,476	14,221	13,956	13,682	13,420
	E 集団回収量		t/年	563	563	563	563	563	563
F ごみ総排出量			t/年	15,290	15,039	14,784	14,519	14,245	13,983
			t/日	41.9	41.2	40.5	39.8	39.0	38.3
			g/人・日	798.5	783.8	768.9	753.6	737.9	722.8
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	468.1	458.6	449.2	439.8	430.5	424.8	

■ごみ排出量の予測結果③（施策を考慮した場合）

				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
項 目		単位	推計式等	実 績 値					
H 焼却施設	h1 搬入量		t/年	Σ (h11～h13)	13,071	12,707	12,908	12,894	13,120
	h11 普通ごみ		t/年	b1+c1	12,143	11,963	12,116	12,131	12,352
	h12 大型ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×71.0%	928	675	698	659	668
	h13 残渣焼却		t/年	i22+j22+k22	0	69	94	104	100
	h2 搬出量		t/年	Σ (h21～h22)	1,255	1,270	1,278	1,273	1,226
	h21 資源化物		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	801	710	762	837	751
	h22 焼却残さ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×4.0%	454	560	516	436	475
	I 粗大ごみ処理施設								
	i1 搬入量		t/年	Σ (i11)	0	61	69	78	82
	i11 大型ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×8.0%	0	61	69	78	82
i2 搬出量		t/年	Σ (i21～i23)	0	56	69	69	67	
i21 資源化量		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	
i22 残渣焼却		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×90.0%	0	56	69	69	67	
i23 処理残渣埋立		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	
J その他資源化を行う施設	j1 搬入量		t/年	Σ (j11～j13)	690	1,110	1,034	1,027	1,150
	j11 資源ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×63.0%	690	874	825	794	933
	j12 有害ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量	0	19	9	16	16
	j13 大型ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×22.0%	0	217	200	217	201
	j2 搬出量		t/年	Σ (j21～j23)	855	861	809	810	752
	j21 資源化量		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×61.0%	781	773	656	647	565
	j22 残渣焼却		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×1.0%	0	13	8	0	12
	j23 処理残渣埋立		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×10.0%	74	75	145	163	175
	K その他の施設								
	k1 搬入量		t/年	Σ (k11～k12)	290	293	337	491	307
k11 埋立ごみ		t/年	b2	283	293	337	491	307	
k12 有害ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：ゼロ	7	0	0	0	0	
k2 搬出量		t/年	Σ (k21～k23)	284	284	334	405	306	
k21 資源化量		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	
k22 残渣焼却		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	0	0	17	35	21	
k23 処理残渣埋立		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×85.0%	284	284	317	370	285	
L 最終処分場	l1 最終処分量		t/年	Σ (l11～l14)	812	919	978	969	935
	l11 焼却施設		t/年	h22	454	560	516	436	475
	l12 粗大ごみ処理施設		t/年	i23	0	0	0	0	0
	l13 その他資源化を行う施設		t/年	j23	74	75	145	163	175
	l14 その他の施設		t/年	k23	284	284	317	370	285
リサイクル率等	M 排出量		t/年	D	14,700	14,539	14,701	14,785	14,913
	N 集団回収量		t/年	E	0	0	0	0	0
	O 計画処理量		t/年	P-0	14,700	14,539	14,701	14,785	14,913
	P 自家処理量		t/年	ゼロ	0	0	0	0	0
	Q 直接資源化量		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×3.0%	543	540	547	488	455
	R 中間処理量		t/年	M-Q-S	14,157	13,999	14,154	14,297	14,458
	S 直接最終処分量		t/年	ゼロ	0	0	0	0	0
	T 処理残渣量		t/年	h2+i2+j2+k2	2,394	2,471	2,490	2,557	2,351
	U 減量化量		t/年	R-T	11,763	11,528	11,664	11,740	12,107
	V 処理後再生利用量		t/年	h21+i21+j21+k21	1,582	1,483	1,418	1,484	1,316
	W 処理後最終処分量		t/年	l1	812	919	978	969	935
	X 総資源化量		t/年	N+Q+V	2,125	2,023	1,965	1,972	1,771
	Y 最終処分量		t/年	S+W	812	919	978	969	935
	Z リサイクル率		%	X×100/(M+N)	14.5%	13.9%	13.4%	13.3%	11.9%
	AA 最終処分率		%	Y×100/(M+N)	5.5%	6.3%	6.7%	6.6%	6.3%

■ごみ排出量の予測結果③（施策を考慮した場合） つづき

				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
項 目		単位	推計式等	推 計 値						
H 焼却施設	h1 搬入量	t/年	Σ (h11～h13)	13,162	13,287	13,259	13,029	13,136	12,762	
		t/年	b1+c1	12,390	12,515	12,489	12,260	12,368	11,992	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×71.0%	672	673	671	669	667	668	
		t/年	i22+i22+k22	99	99	100	100	100	102	
	h2 搬出量	t/年	Σ (h21～h22)	1,316	1,328	1,326	1,303	1,313	1,276	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	790	797	796	782	788	766	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×4.0%	526	531	530	521	525	510	
		I 粗大ごみ処理施設								
	i1 搬入量	t/年	Σ (i11)	76	76	76	75	75	75	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×8.0%	76	76	76	75	75	75	
i2 搬出量		t/年	Σ (i21～i23)	68	68	68	68	68	68	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×90.0%	68	68	68	68	68	68	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0	
J その他資源化を行う施設										
J1 搬入量	t/年	Σ (j11～j13)	1,044	1,031	1,063	1,096	1,185	1,275		
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×63.0%	823	810	842	875	965	1,055		
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量	13	13	13	13	13	13		
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×22.0%	208	209	208	207	207	207		
	j2 搬出量	t/年	Σ (j21～j23)	752	742	766	789	853	918	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×61.0%	637	629	649	668	723	778	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×1.0%	10	10	11	11	12	13	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×10.0%	104	103	106	110	119	128	
	K その他の施設									
	k1 搬入量	t/年	Σ (k11～k12)	345	347	348	348	349	350	
t/年		b2	345	347	348	348	349	350		
t/年		実績値：各年度実績値 推計値：ゼロ	0	0	0	0	0	0		
k2 搬出量		t/年	Σ (k21～k23)	314	316	317	317	318	319	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	21	21	21	21	21	21	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×85.0%	293	295	296	296	297	298	
L 最終処分場										
l1 最終処分量	t/年	Σ (l11～l14)	924	929	932	926	940	935		
	t/年	h22	526	531	530	521	525	510		
	t/年	i23	0	0	0	0	0	0		
	t/年	j23	104	103	106	110	119	128		
	t/年	k23	293	295	296	296	297	298		
	M 排出量			t/年	D	14,910	15,020	15,048	14,873	15,126
N 集団回収量	t/年	E	433	433	433	563	563	563	563	
O 計画処理量	t/年	P=O	14,910	15,020	15,048	14,873	15,126	14,894		
P 自家処理量	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0		
Q 直接資源化量	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×3.0%	447	451	451	446	454	447		
R 中間処理量	t/年	M-Q-S	14,463	14,569	14,597	14,427	14,672	14,447		
S 直接最終処分量	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0		
T 処理残渣量	t/年	h2+i2+j2+k2	2,450	2,454	2,476	2,476	2,552	2,580		
U 減量化量	t/年	R-T	12,013	12,115	12,120	11,950	12,120	11,867		
V 処理後再生利用量	t/年	h21+i21+j21+k21	1,427	1,426	1,445	1,450	1,511	1,544		
W 処理後最終処分量	t/年	l1	924	929	932	926	940	935		
X 総資源化量	t/年	N+Q+V	2,307	2,310	2,329	2,459	2,528	2,554		
Y 最終処分量	t/年	S+W	924	929	932	926	940	935		
Z リサイクル率	%	X×100/(M+N)	15.0%	14.9%	15.0%	15.9%	16.1%	16.5%		
AA 最終処分率	%	Y×100/(M+N)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%		

■ごみ排出量の予測結果③（施策を考慮した場合） つづき

					平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
項 目		単位	推計式等	推 計 値						
H 焼却施設	h1 搬入量	t/年	Σ (h11～h13)	12,405	12,040	11,670	11,289	10,900	10,590	
		t/年	b1+c1	11,637	11,273	10,902	10,522	10,134	9,822	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×71.0%	666	664	665	663	662	662	
	h12 大型ごみ	t/年	i22+j22+k22	102	103	103	104	105	105	
		t/年	Σ (h21～h22)	1,240	1,204	1,167	1,129	1,090	1,059	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	744	722	700	677	654	635	
	h2 搬出量	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×4.0%	496	482	467	452	436	424	
		I 粗大ごみ処理施設								
	I1 搬入量	t/年	Σ (i11)	75	75	75	75	75	75	
t/年		実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×8.0%	75	75	75	75	75	75		
i2 搬出量		t/年	Σ (i21～i23)	68	67	67	67	67	67	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×90.0%	68	67	67	67	67	67	
t/年		実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0		
J その他資源化を行う施設										
J1 搬入量		t/年	Σ (j11～j13)	1,346	1,418	1,491	1,563	1,636	1,666	
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×63.0%	1,127	1,199	1,272	1,344	1,417	1,447		
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量	13	13	13	13	14	14		
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×22.0%	206	206	206	205	205	205		
	j2 搬出量	t/年	Σ (j21～j23)	969	1,021	1,073	1,125	1,178	1,200	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×61.0%	821	865	909	953	998	1,017	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×1.0%	13	14	15	16	16	17	
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×10.0%	135	142	149	156	164	167		
	K その他の施設									
	K1 搬入量	t/年	Σ (k11～k12)	350	351	352	353	353	355	
t/年		b2	350	351	352	353	353	354		
t/年		実績値：各年度実績値 推計値：ゼロ	0	0	0	0	0	1		
k2 搬出量		t/年	Σ (k21～k23)	319	319	320	321	321	323	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0	
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	21	21	21	21	21	21	
t/年		実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×85.0%	298	298	299	300	300	302		
L 最終処分場										
L1 最終処分量	t/年	Σ (l11～l14)	928	922	915	908	900	892		
	t/年	h22	496	482	467	452	436	424		
	t/年	i23	0	0	0	0	0	0		
	t/年	j23	135	142	149	156	164	167		
	t/年	k23	298	298	299	300	300	302		
M 排出量	t/年	D	14,654	14,407	14,152	13,890	13,620	13,420		
	t/年	E	563	563	563	563	563	563		
	t/年	P-0	14,654	14,407	14,152	13,890	13,620	13,420		
	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0		
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×3.0%	440	432	425	417	409	403		
	t/年	M-Q-S	14,214	13,975	13,728	13,473	13,211	13,018		
	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0		
	t/年	h2+i2+j2+k2	2,595	2,612	2,628	2,643	2,656	2,649		
	t/年	R-T	11,619	11,363	11,100	10,830	10,555	10,369		
	t/年	h21+i21+j21+k21	1,565	1,587	1,609	1,630	1,652	1,652		
	t/年	I1	928	922	915	908	900	892		
	t/年	M+Q+V	2,568	2,582	2,597	2,610	2,624	2,617		
	t/年	S+W	928	922	915	908	900	892		
	%	X×100/(M+N)	16.9%	17.2%	17.6%	18.1%	18.5%	18.7%		
	%	Y×100/(M+N)	6.1%	6.2%	6.2%	6.3%	6.3%	6.4%		

5.5 ごみ組成調査結果

調査目的

ごみ組成調査（以下、「本調査」という。）では、家庭系普通ごみ及び事業系普通ごみのごみ組成を分析し、それぞれに含まれる分別排出されていない資源物や不適物等の割合を調査します。

調査結果から資源物の潜在量や不適物を推計し、今後のごみ減量、再使用、再生利用及び適正処理を推進する上での基礎データを求めることを目的とします。

調査内容

●調査対象及び方法

本調査では、家庭系普通ごみと事業系普通ごみを対象としました。各試料の採取方法は以下に示すとおりです。

■調査対象

【家庭系普通ごみ(ステーションごみ)】

- 2 地区（北部、南部）から収集するごみステーションに排出された普通ごみを対象とする。
- 地区ごとに、複数のステーションから計 100kg 程度を回収する。
- ごみを細分類し、組成別に計量する。（調査項目を参照）

【事業系普通ごみ】

- 安芸クリーンセンターに搬入された普通ごみを対象とする。
- 事業系ごみは、町内の事業所を収集した収集運搬車両（許可業者）から無作為に抽出する。
- 計 200kg 程度とする。
- ごみを細分類し、組成別に計量する。（調査項目を参照）

●調査日

家庭系ごみ：平成 27 年 3 月 12 日

事業系ごみ：平成 27 年 3 月 23 日

●調査項目

本調査では、府中町の分別区分に基づき、23 種類の詳細組成としました。

■調査項目

項 目	細 目
厨芥類	手つかずの食料品
	その他厨芥
紙類	新聞紙・チラシ類・本・雑誌類
	段ボール類
	紙パック類
	雑がみ
	その他の紙類（紙おむつ、汚れた紙など）
繊維・布類	衣類・タオル
	その他繊維・布類
木・竹・草葉・わら類	割りはし
	その他木・竹・草葉・わら類
ゴム・皮革類	
プラスチック類	ペットボトル
	トレー
	レジ袋
	プラスチック製容器包装
	その他のプラスチック類
金属類	缶類
	その他の金属類
ビン類	
瓦礫・土砂類	
ガラス・陶磁器類	
その他の雑物	

調査結果

●家庭系普通ごみ

家庭系普通ごみの組成は、厨芥類が約 41%と最も高く、紙類が約 35%、プラスチック類が約 14%、ゴム・皮革類が約 5%と続いています。厨芥類、紙類、プラスチック類で約 90%と大半を占めています。

■調査結果

項目		重量[kg]	割合	削減 対象品目
厨芥類	手つかずの食料品	0.172	0.7%	○
	その他厨芥	9.4	40.0%	○
紙類	新聞紙・チラシ類・本・雑誌類	1.3	5.5%	○
	段ボール類	0.2	0.9%	○
	紙パック類	0.1	0.4%	○
	雑がみ	1.6	6.8%	○
	その他の紙類	5	21.3%	
繊維・布類	衣類・タオル	0.2	0.9%	○
	その他の繊維・布類	0.018	0.1%	○
木、竹、草、 わら類	割りばし	0.024	0.1%	
	その他の木・竹・草葉・わら類	0.501	2.1%	
ゴム・皮革類		1.2	5.1%	
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	0.031	0.1%	○
	トレー	0.2	0.9%	○
	レジ袋	0.4	1.7%	
	プラスチック製容器包装	2.3	9.8%	
	その他のプラスチック類	0.4	1.7%	
金属類	缶類	0.034	0.1%	○
	その他の金属類	0.04	0.2%	○
ビン類		0	0.0%	○
瓦礫・土砂類		0	0.0%	
ガラス・陶磁器類		0.004	0.0%	
その他の雑物		0.4	1.7%	
合計		23.524	100.0%	

●事業系普通ごみ

事業系普通ごみの組成は、紙類が約 55%と最も高く、厨芥類が約 28%、プラスチック類が約 13%と続いています。厨芥類、紙類、プラスチック類で約 96%と大半を占めています。

■調査結果

項目		重量[kg]	割合	削減 対象品目
厨芥類	手つかずの食料品	0.7	3.6%	○
	その他厨芥	4.8	24.8%	○
紙類	新聞紙・チラシ類・本・雑誌類	1.8	9.3%	○
	段ボール類	0.08	0.4%	○
	紙パック類	0	0.0%	○
	雑がみ	4	20.6%	○
	その他の紙類	4.8	24.8%	△（半分）
繊維・布類	衣類・タオル	0.03	0.2%	○
	その他の繊維・布類	0.045	0.2%	○
木、竹、草、 わら類	割りばし	0.11	0.6%	
	その他の木・竹・草葉・わら類	0.37	1.9%	
ゴム・皮革類		0	0.0%	
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	0.025	0.1%	○
	トレー	0.055	0.3%	○
	レジ袋	0.9	4.6%	
	プラスチック製容器包装	0.8	4.1%	○
	その他のプラスチック類	0.7	3.6%	
金属類	缶類	0	0.0%	○
	その他の金属類	0.12	0.6%	○
ビン類		0	0	○
瓦礫・土砂類		0	0.0%	
ガラス・陶磁器類		0	0.0%	
その他の雑物		0.05	0.3%	
合計		19.385	100.0%	

5.6 町内会アンケート調査結果

調査目的

町内会による集団回収の実施状況について、回収量や集団回収の課題などを把握し、本計画の基礎資料として活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査内容

町内会アンケートの調査内容は以下に示すとおりです。

調査方法

- 調査対象者：町内会
- 配布・回収方法：郵送配布・郵送回収
- 実施期間：平成 27 年 1 月 6 日～3 月 31 日

アンケート回収率

- 配布数：67 票
- 回収数：57 票
- 回収率：85%

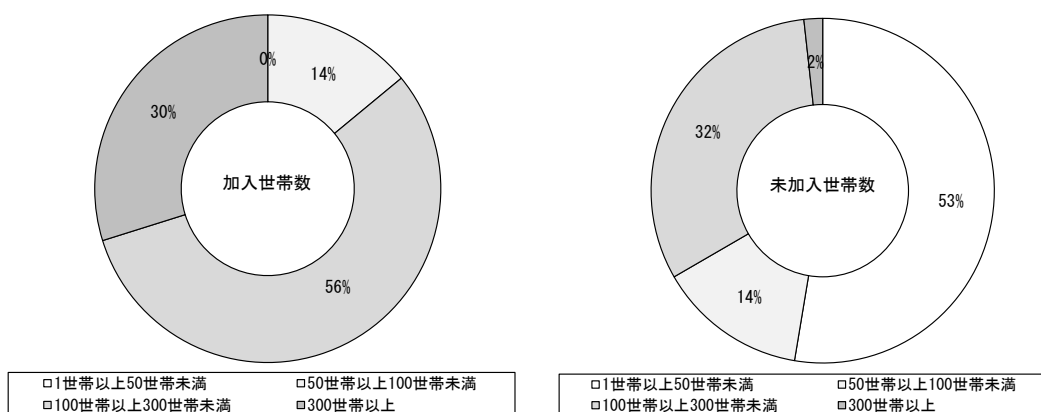
調査項目

- 貴町内会について
- 集団回収について
- その他環境活動について
- その他の活動について

調査結果

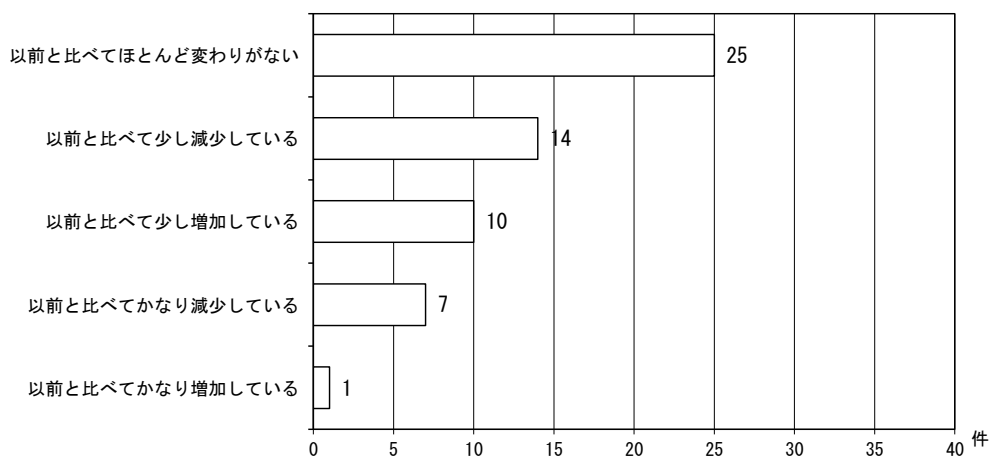
●貴町内会について

問1 貴町内会への加入世帯数と未加入世帯数についてお答えください。(N=57)



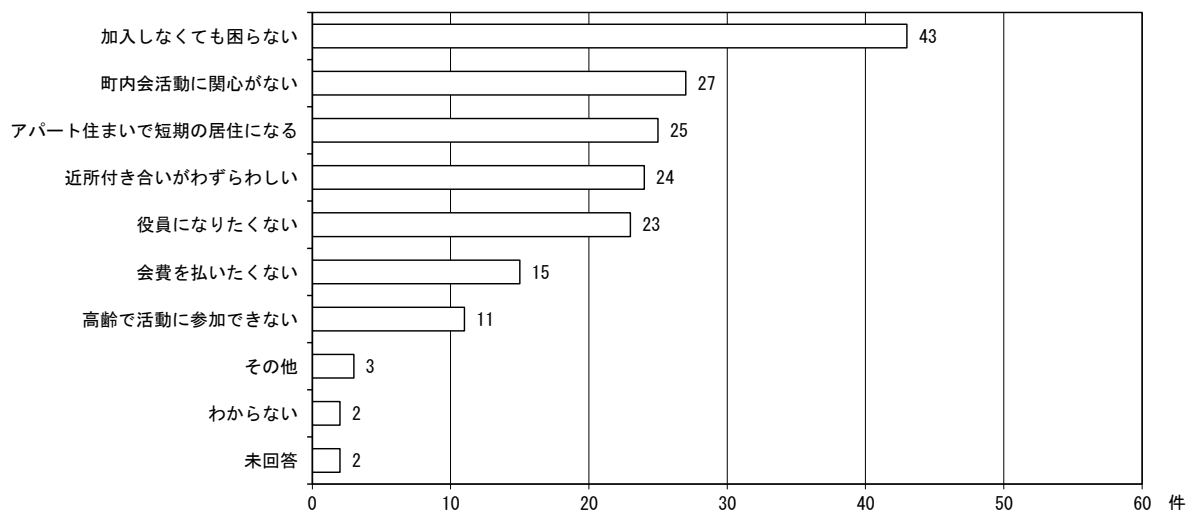
- 町内会への加入世帯数は50世帯以上100世帯未満が56%と最も多い割合を示した。
- 町内会への未加入世帯数は1世帯以上50世帯未満が53%と最も多い割合を示した。300世帯以上が加入していない町内会も確認された。

問2 近年の町内会への加入状況について、どのように感じですか。(N=57)



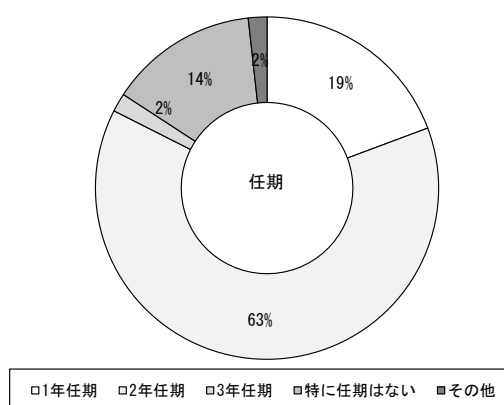
- 町内会への加入状況は「以前と比べてほとんど変わらない」が25件と最も多く、次いで「以前と比べて少し減少している」が多かった。

問3 未加入世帯について、町内会に加入しない理由は何ですか。（N=57（複数回答））



- 未加入世帯が町内会に加入しない理由としては、「加入しなくても困らない」が43件と最も多かった。
- その他には、「町内会活動に関心がない」、「アパート住まいで短期の居住になる」、「近所付き合いがわずらわしい」、「役員になりたくない」といった理由が多く確認され、「高齢で活動に参加できない」といった理由も11件あった。

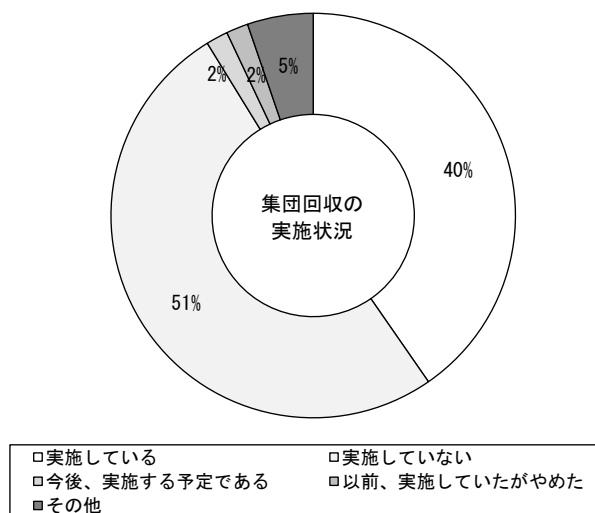
問4 貴町内会における町内会長の任期は何年ですか。（N=57）



- 町内会長の任期は2年任期が63%と最も多く、次いで1年任期が多かった。

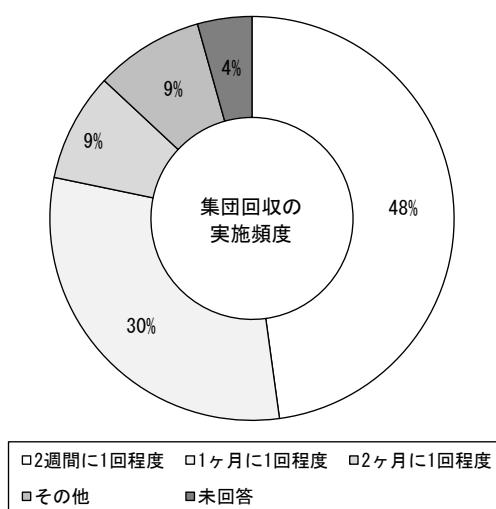
●集団回収について

問5 貴町内会での集団回収の実施状況についてお答えください。(N=57)



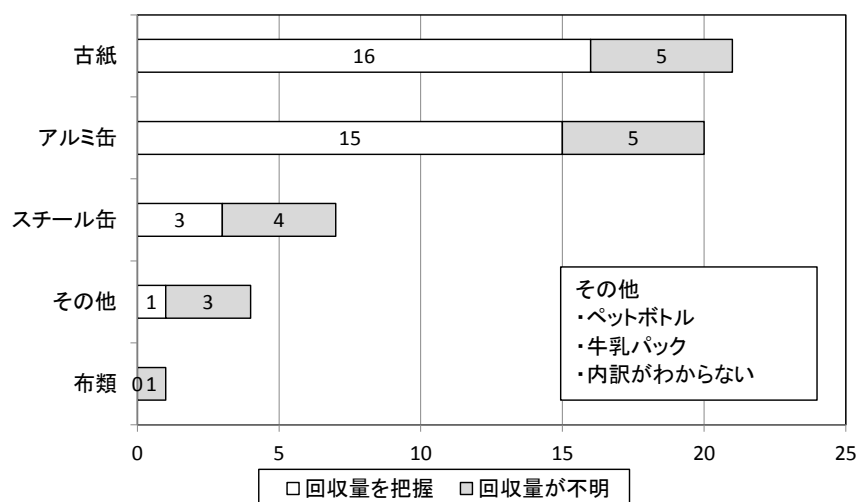
- 集団回収の実施状況は、「実施している」が約 40%（23 件）、「実施していない」が約 51%（29 件）であり、実施していない町内会が半数を占めた。
- 「今後、実施する予定である町内会」、「以前、実施していたがやめた」町内会はどちらも約 2%（1 件）と少なかった。

問5-1 問5で「1.実施している」に○をつけた町内会においては、集団回収を実施している頻度はどのくらいですか。(N=23)

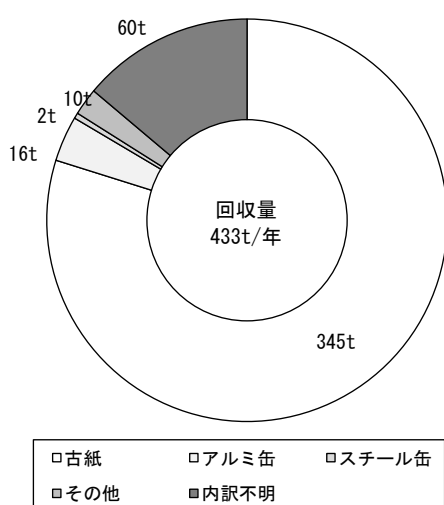


- 集団回収の実施頻度は、「2 週間に 1 回程度」が 48%（11 件）と最も多く、「1 ヶ月に 1 回程度」が約 30%（7 件）であった。

問5-2 問5で「1.実施している」に○をつけた町内会において、集団回収により回収している品目を教えてください。また、把握されている場合は品目毎の回収量を教えてください。(N=23(複数回答))

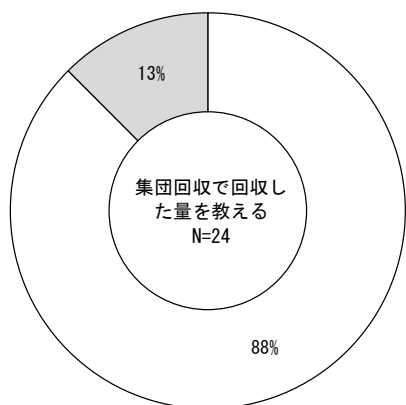


- 集団回収により回収している品目は、「古紙」が21件、「アルミ缶」が20件、「スチール缶」が7件、「布類」1件であった。
- その内、回収量を把握している町内会は「古紙」が16件、「アルミ缶」が15件、「スチール缶」が3件であった。約70%の町内会で集団回収量が把握されていた。
- その他の品目としては、「ペットボトル」、「牛乳パック」が挙げられた。



- 回収品目別の回収量は、「古紙」345t、「アルミ缶」が16t、「スチール缶」が2t、「その他」が10t、内訳不明が60tであった。
- 現在、把握されている回収量の合計は433t/年であった。
- 回収量を把握していない町内会が約30%存在していることから、府中町全体の集団回収量は563t(433t×1.3)と推測される。

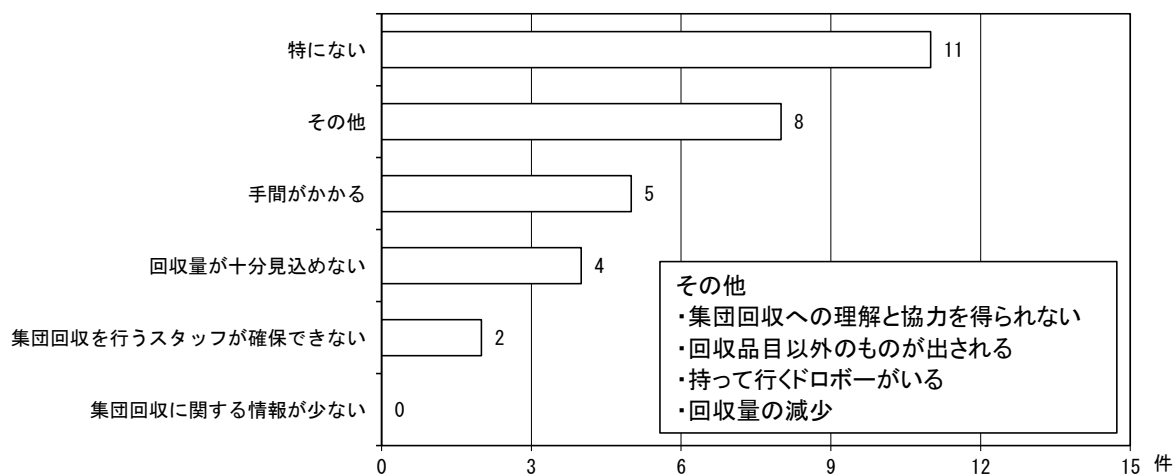
問5-3 問5で「1. 実施している」、「2. 今後、実施する予定である」に○をつけた町内会において、リサイクル状況を把握するため集団回収で回収された量を、町に教えていただくことは可能でしょうか。(N=24)



□回収量を教えることは可能である
□教えることは難しい
□未回答

- 集団回収の回収した量を教えることは可能である町内会は、約88%(21件)であった。
- 今回の調査では、教えることは難しいといった回答は得られなかった。

問5-4 問5で「1. 実施している」に○をつけた町内会において、集団回収を行う際に困っていることを教えて下さい。(N=23(複数回答))

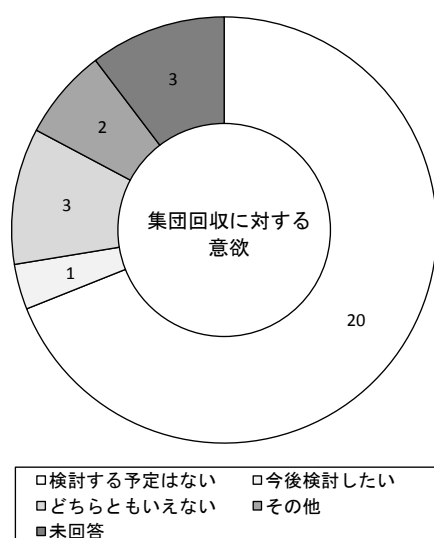


- 集団回収を行う際に困っていることは、「特になし」といった回答が11件と最も多く、「手間がかかる」が5件、「回収量が十分見込めない」が4件、「スタッフが確保できない」が2件であった。
- その他として、「集団回収への理解と協力が得られない」、「回収品目以外のものが出される」、「持って行くドロボーがいる」といった回答が得られた。

問5-5 問5で「3.以前、実施していたがやめた」に○をつけた町内会において、集団回収をやめた理由を教えてください。(N=1)

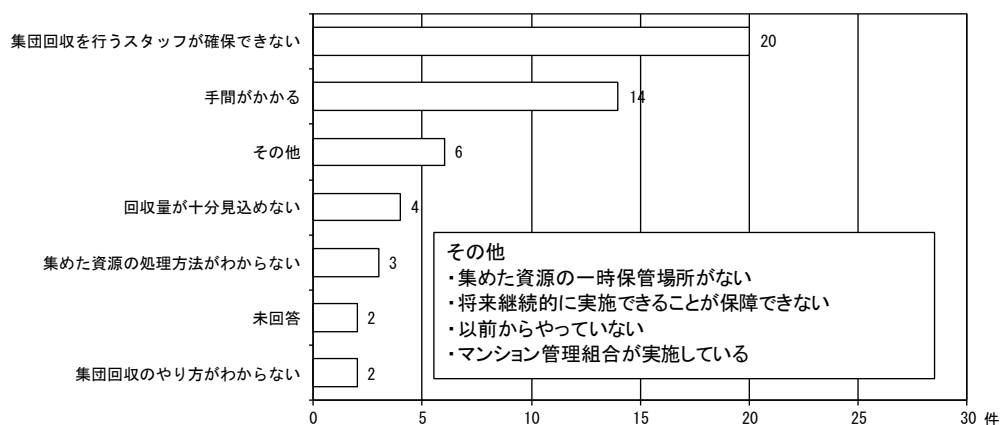
➤ 集団回収をやめた理由としては、「手間がかかる」という回答が得られた。

問5-6 問5で「4.実施していない」に○をつけた町内会において、集団回収に対する意欲を教えてください。(N=29)



- 集団回収への意欲は、「今後、検討する予定はない」という町内会が 20 件と最も多く、「今後、検討したい」という町内会は 1 件のみとなった。
- 「その他」の回答としては、「高齢であるため実施することは難しい」といった回答が得られた。

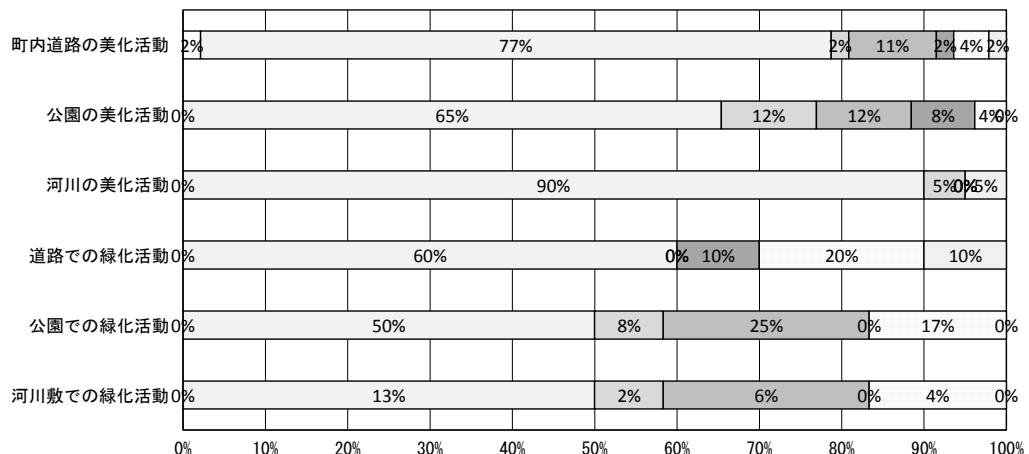
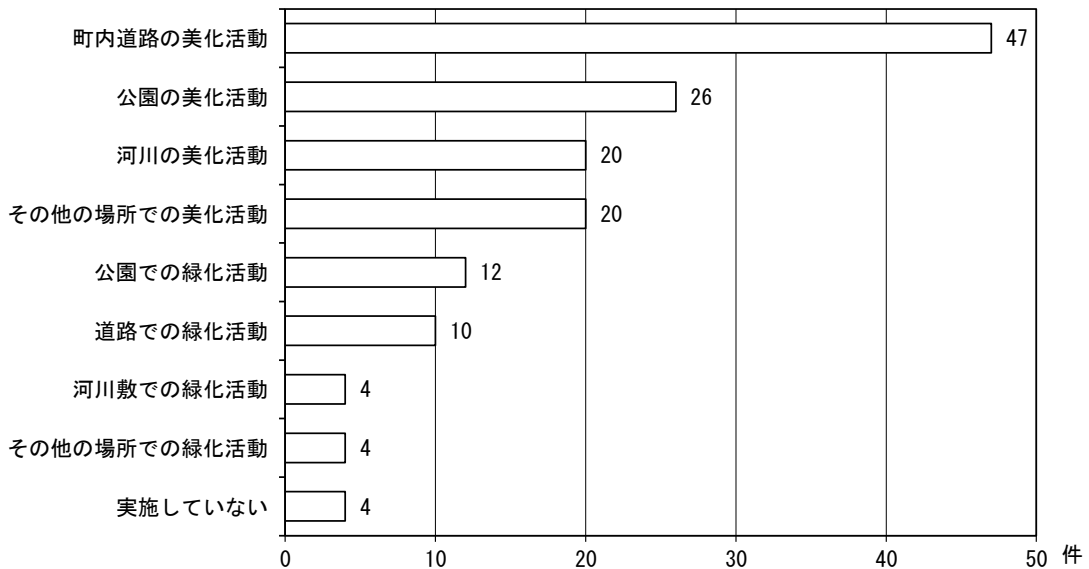
問5-7 問5で「4.実施していない」に○をつけた町内会において、集団回収を実施していない理由を教えてください。(N=29 (複数回答))



- 集団回収を実施しない理由としては、「集団回収を行うスタッフが確保できない」が20件と最も多く、「手間がかかる」が14件、「回収量が十分見込めない」が4件となった。
- また、「集めた資源の処理方法がわからない」、「集団回収のやり方がわからない」といった情報が不足している一面も見られた。
- 「その他」の回答としては、「集めた資源の一時保管場所がない」といった回答が得られた。

●その他環境活動について

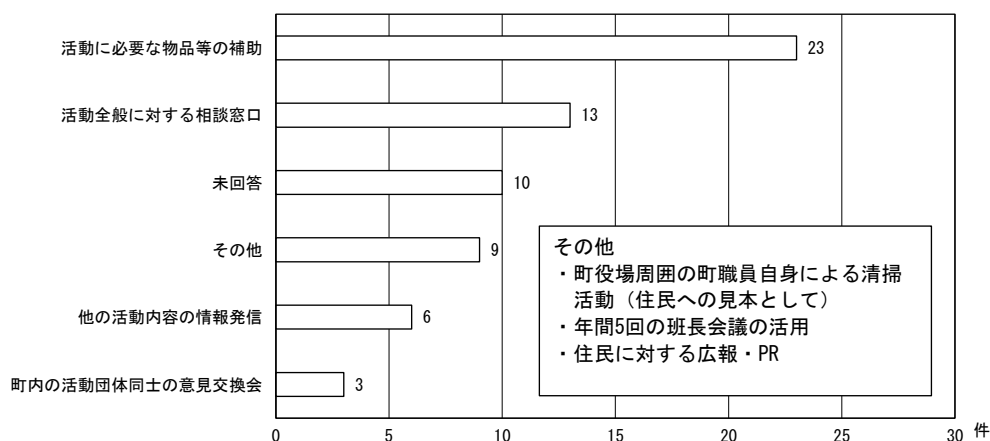
問6-1 集団回収以外に、貴町内会で取り組まれている環境活動について教えてください。(N=57(複数回答))



□毎日実施 □年に1~4回 □年に5~9回 □年に10~20回 □年に20回以上 □その他 □未回答

- 集団回収以外の環境活動としては、「町内道路の美化活動」が47件と最も多く、「公園の美化活動」が26件、「河川の美化活動」が20件、「その他の場所での美化活動」が20件となり、緑化活動よりも美化活動への取り組みが多く行われていた。
- 「実施していない」町内会は4件であった。
- 実施頻度としては、いずれの活動も「年に1~4回」といった回答が多かった。

問6-2 問6-1で「実施している」に○をつけた町内会において、で実施している環境活動を、今後、継続して活動し発展させていくために、府中町のどのような支援が必要か教えてください（N=53（複数回答））

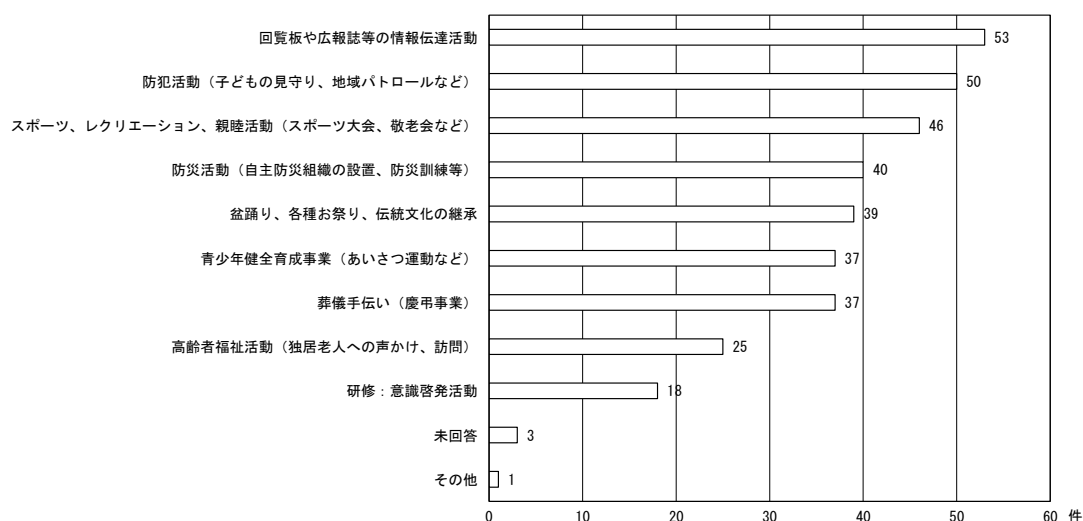


- 府中町への要望としては、「活動に必要な物品等の補助」が23件と最も多く、「活動全般に対する相談窓口」が13件、「他の活動内容の情報発信」が6件、「町内の活動団体同士の意見交換会」が3件であった。
- 「その他」としては、「町役場周囲の町職員自身による清掃活動（住民への見本として）」、「年間5回の班長会議の活用」、「住民に対する広報・PR」が挙げられた。

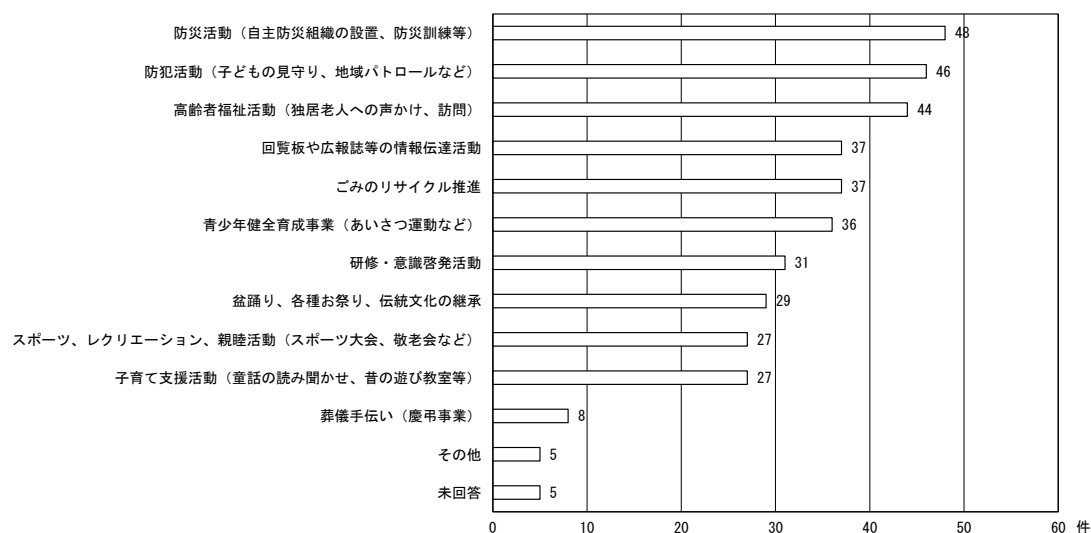
●その他の活動について

問7 環境活動以外に、町内会で取り組まれている活動・事業について教えてください。(N=57(複数回答))

- 環境活動以外の取り組みについては、「回覧板や広報誌等の情報伝達活動」が53件と最も多く、「防犯活動」が50件、「スポーツ、レクリエーション、親睦活動」が46件であった。



問8 活動や事業のうち、官民が連携して取り組むべき事項は何があるか教えてください。(N=57(複数回答))



- 官民が連携すべき取り組み事項については、「防犯活動」が48件と最も多く、「高齢者福祉活動」が46件、「情報伝達活動」が44件、「ごみのリサイクルの推進」が37件であった。

5.7 事業者アンケート調査結果

調査目的

これまでの府中町のまちづくりに関する満足度や、今後、重視すべき取り組みについて、府中町で事業活動を行っている事業者の意識や意向を把握し、第4次総合計画などのまちづくりの関連する計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

調査内容

事業者アンケートの調査内容は以下に示すとおりです。

調査方法

- | | |
|----------|---------------------------|
| ■調査対象者 | ：町内で事業活動を行っている事業所 |
| ■抽出方法 | ：無作為 |
| ■配布・回収方法 | ：郵送配布・郵送回収 |
| ■調査期間 | ：平成26年8月11日（金）～8月25日（月） |
| ■追加調査期間 | ：平成26年10月14日（火）～10月31日（金） |

アンケート回収率

- | |
|------------|
| ■配布数：350 票 |
| ■回収数：103 票 |
| ■回収率：29.4% |

調査項目

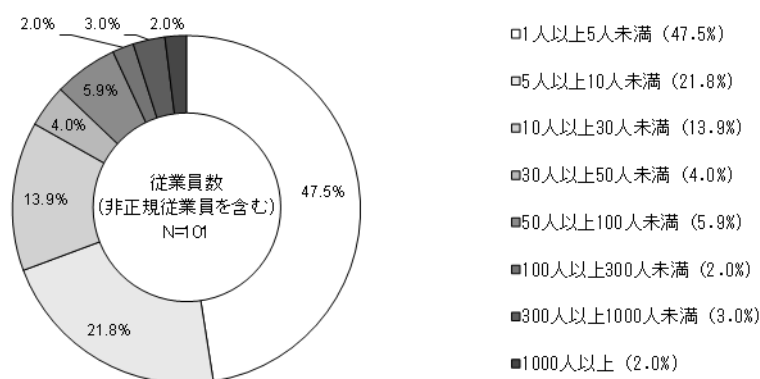
- | |
|---------------------------------|
| ■府中町における事業活動について |
| ■府中町の環境への取り組みについて |
| ■事業所におけるごみの処理・リサイクルについて など |

調査結果

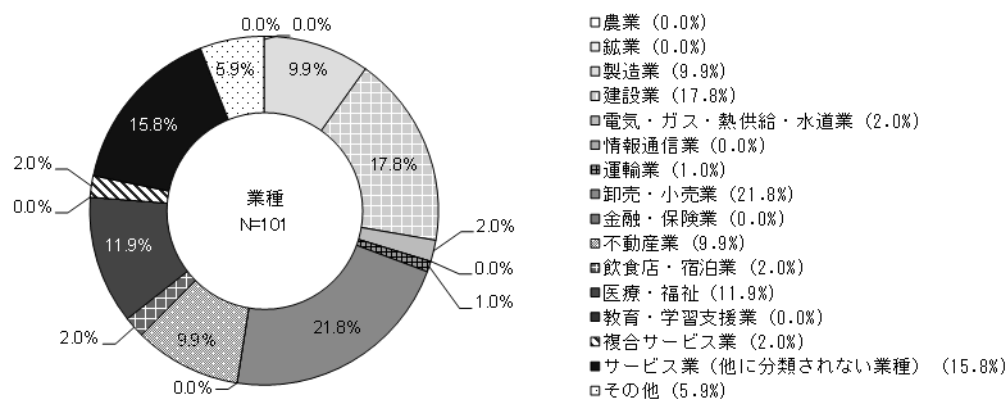
●府中町における事業活動について

問1 貴事業所についてお尋ねします。

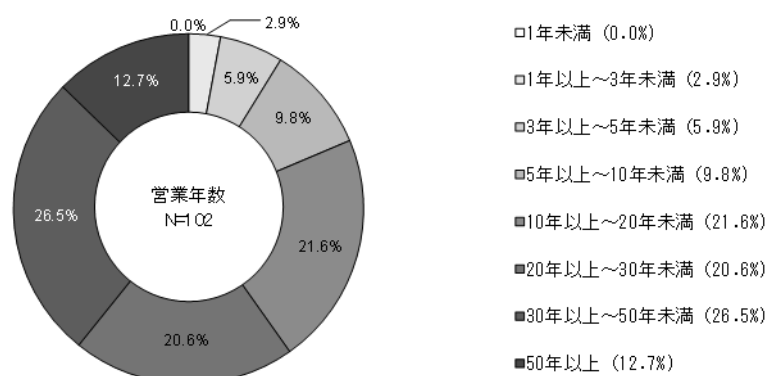
①非正規従業員数を含んだ従業員数について(N=101)



②業種について(N=101)

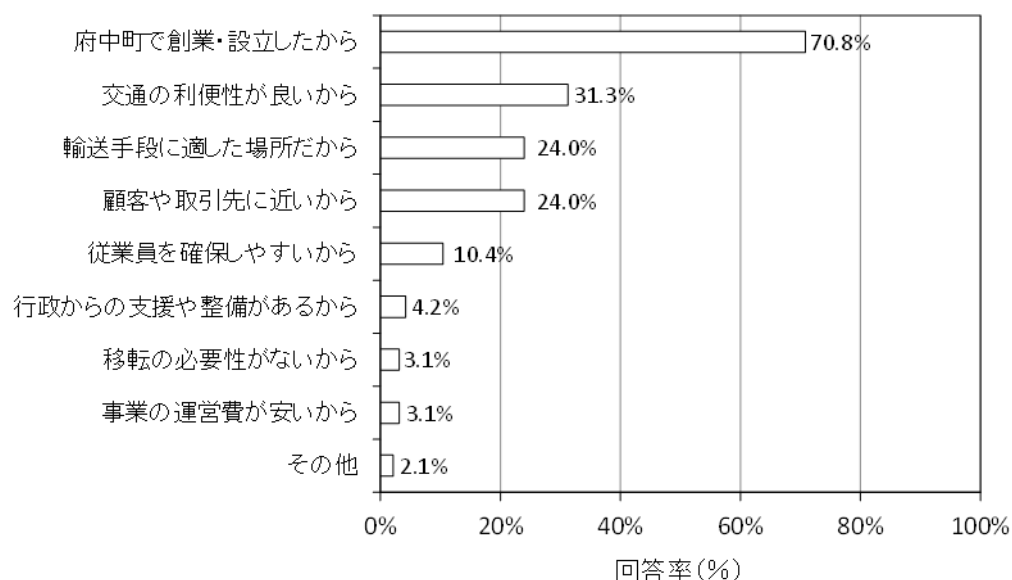


③営業年数(N=102)



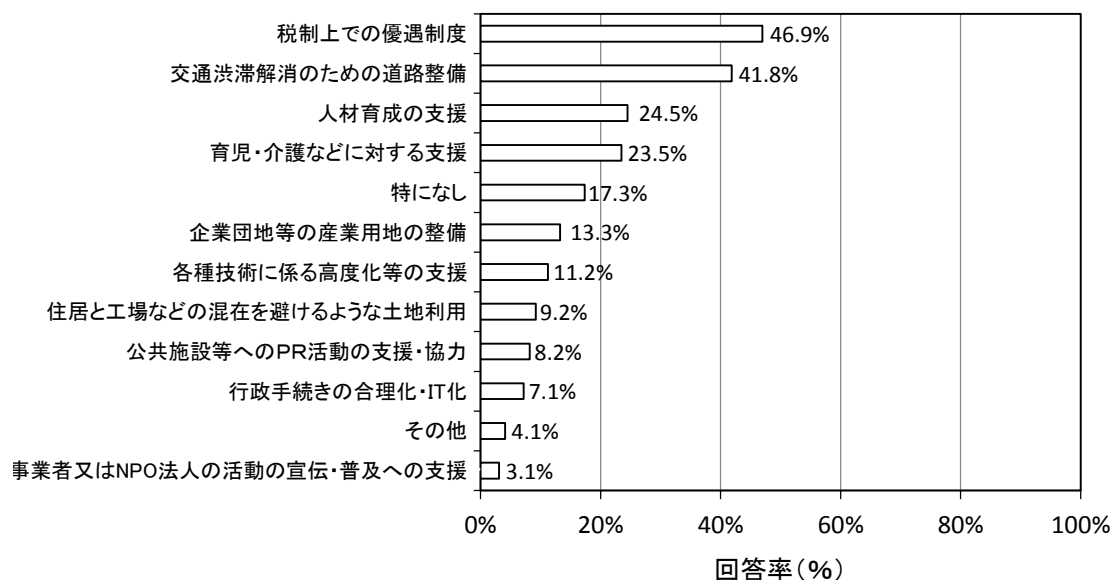
➤ アンケートに回答した事業所の 47.5%は従業員数が 1～5 人、21.8%は 5～10 人であり、事業種別は卸売・小売業が 21.8%、営業年数が 30～50 年が多い。

問2 府中町で事業活動を行う理由について (N=96 複数回答 (3つまで))



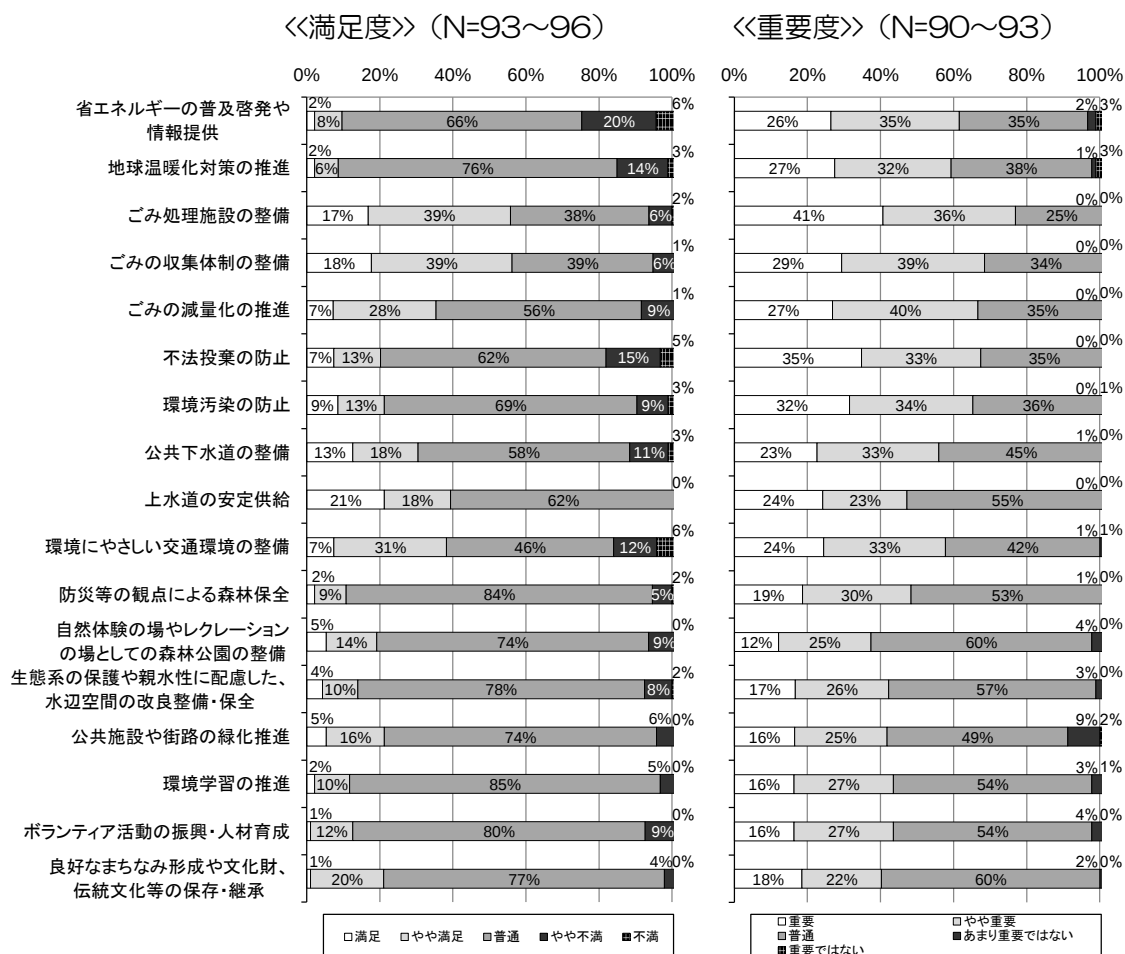
➤ 「府中町で創業・設立したから」という理由が 70.8%と多い。

問3 事業活動を拡大・成長していくために重要と思われる町の施策について (N=98 複数回答 (3つまで))



➤ 「税制上での優遇制度」が 46.9%と多く、次いで「交通渋滞解消のための道路整備」が 41.8%となった。

問 4 府中町の環境への取り組みに対する、これまでの満足度とこれからの重要度について

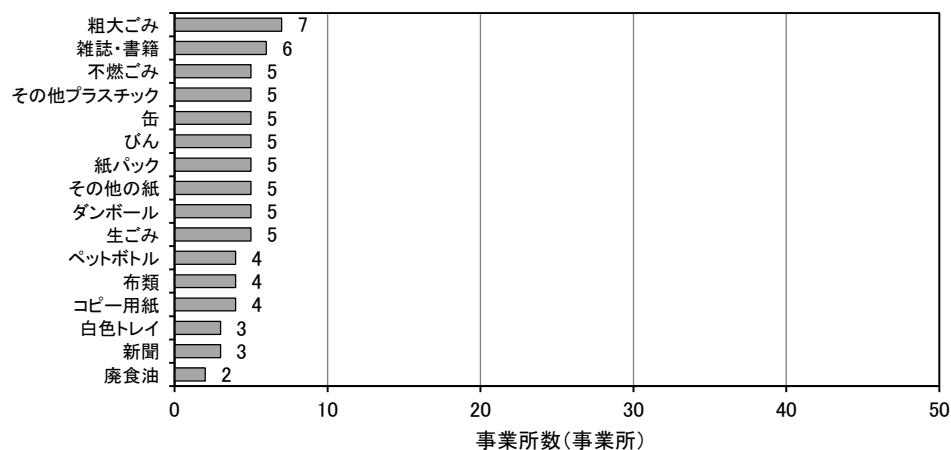


- これまでの取り組みに対する満足度は「ごみ関連」「上下水道」「環境にやさしい交通環境」について“やや満足”以上の回答が多かったのに対し、「省エネルギー」「地球温暖化」「森林保全」「環境学習」「ボランティア活動」などが“やや満足”以上の回答が少ない結果となった。なお、「省エネルギー」「地球温暖化」「不法投棄」で“やや不満”以下の回答が多い結果となった。
- これからの取り組みに対する重要度は「ごみ」「省エネルギー」「地球温暖化対策」「森林保全」などについて“やや重要”以上の回答が多く、その以外の取り組みについては約40%以上が“やや重要”以上となった。
- 「ごみ」に関連する取り組みへの満足度と重要度が高く、「省エネルギー」「地球温暖化」は満足度が低く、重要度の高い取り組みとなった。また、「不法投棄」については、これまでの取り組みに対する不満がある程度あり、今後の取り組みとして重要度が高い取り組みとなった。

●事業所におけるごみの処理・リサイクルについて

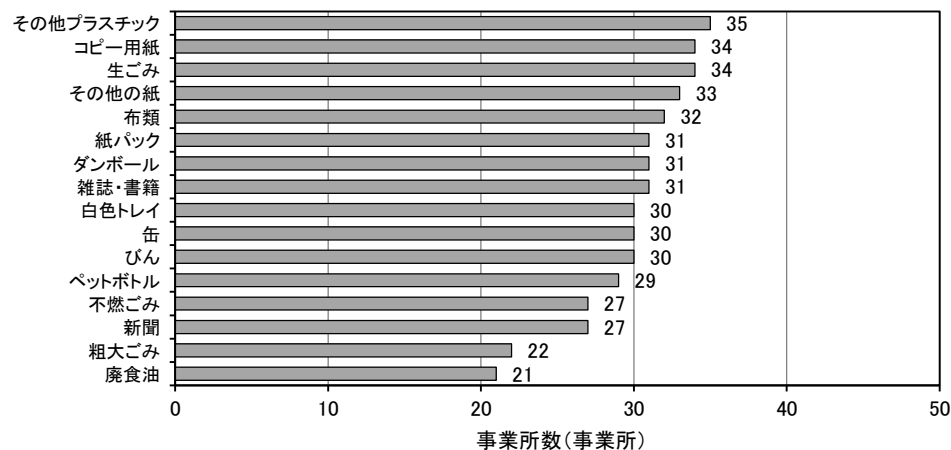
問5 事業活動に伴って発生するごみの処理方法について

①府中町環境センターや安芸クリーンセンターに搬入



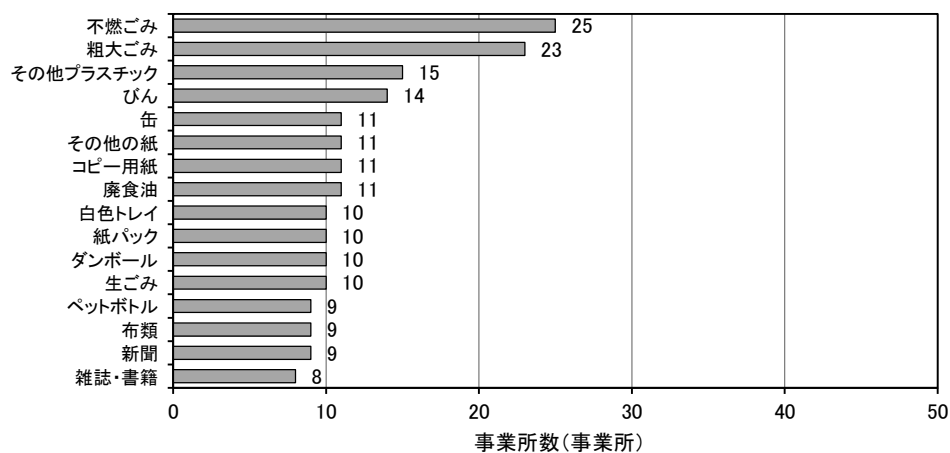
- ごみの処理方法として「府中町環境センターや安芸クリーンセンターに搬入」する事業者は、あまり多くない結果となった。
- 府中町環境センターや安芸クリーンセンターに搬入される品目としては「粗大ごみ」、次いで「雑誌・書籍」が多い結果になった。

②業者に手数料を払って一般廃棄物として処理



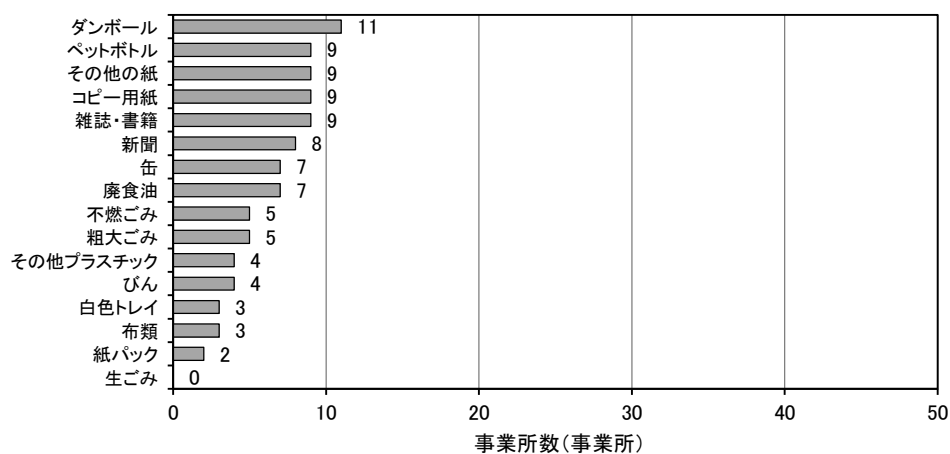
- ごみの処理方法として「業者に手数料を払って一般廃棄物として処理」する事業者は、多く存在する結果となった。
- 業者に手数料を払って一般廃棄物として処理される品目としては「粗大ごみ」、「廃食油」が少ない結果となった。

③業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理



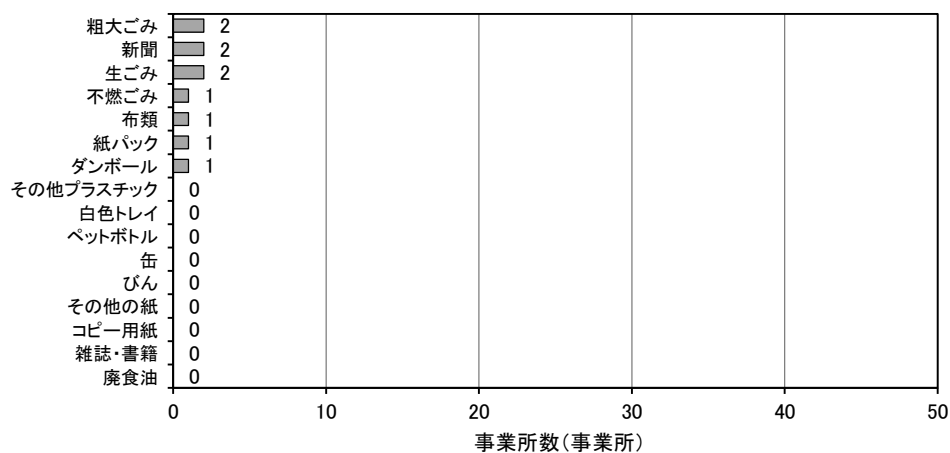
- ごみの処理方法として「業者に手数料を払って産業廃棄物として処理」する事業者は、一般廃棄物と同様に多く存在する結果となった。
- 業者に手数料を払って産業廃棄物として処理される品目としては「不燃ごみ」、「粗大ごみ」が多い結果となった。

④業者に売却または無料で引き渡し



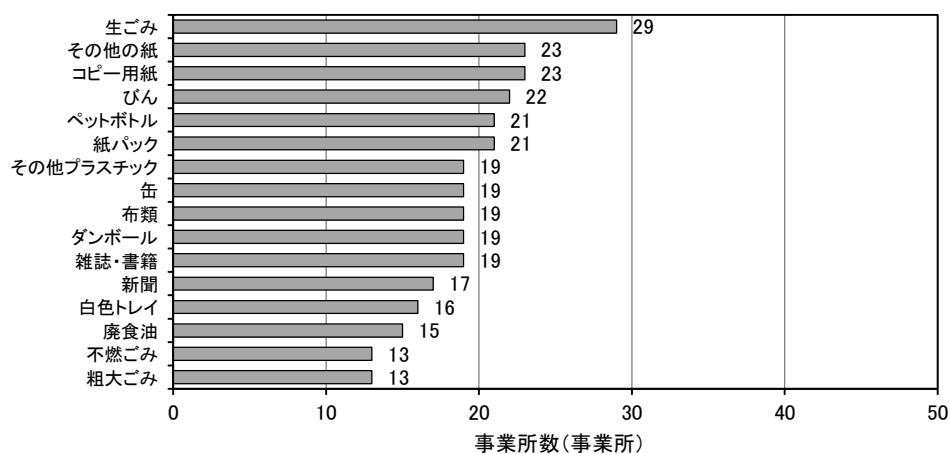
- ごみの処理方法として「業者に売却または無料で引き渡し」する事業者は、あまり見られない結果となった。
- 業者に売却または無料で引き渡し処理する品目としては「ダンボール」等の紙類や「ペットボトル」が多く見られる結果となった。

⑤自社で処理・堆肥化



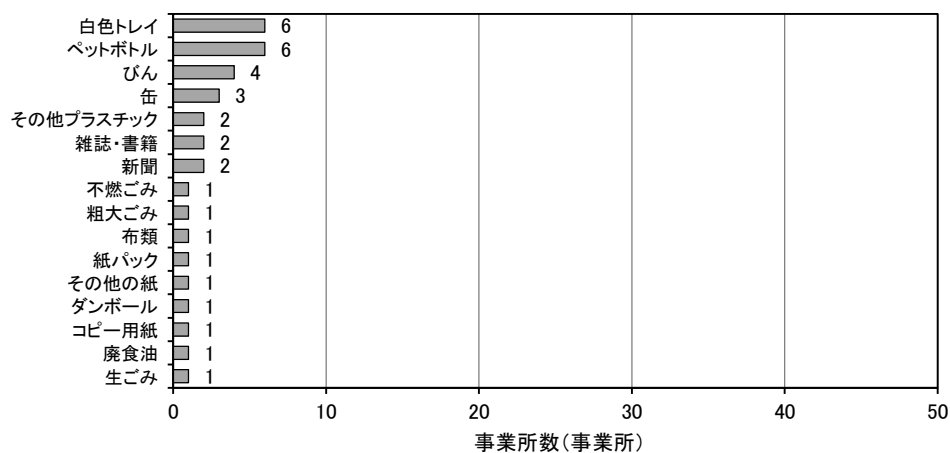
- ごみの処理方法として「自社で処理・堆肥化」する事業者は、ほとんど見られない結果となった。
- 自社で処理・堆肥化する品目としては「粗大ごみ」、「新聞」、「生ごみ」が挙げられる。

⑥家庭ごみ集積所を利用



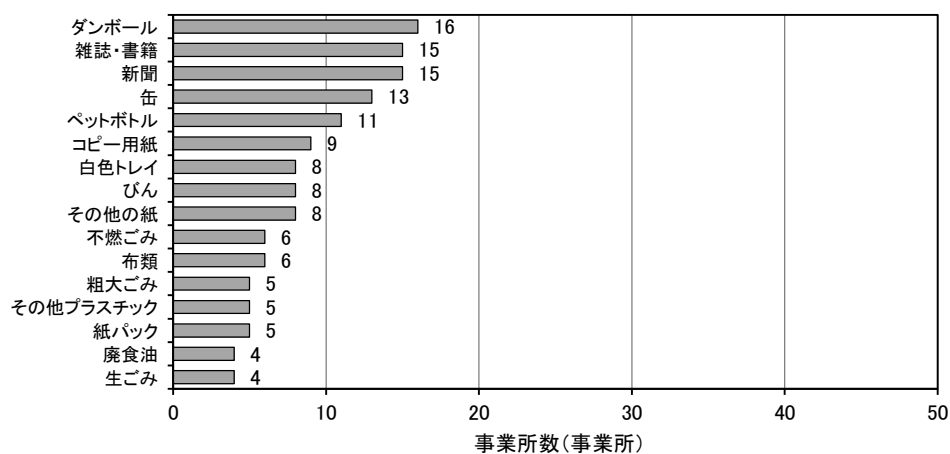
- ごみの処理方法として「家庭ごみ集積所を利用」する事業者は、多く存在する結果となった。
- 家庭ごみ集積所を利用する品目としては「生ごみ」が多く見られ、「生ごみ」は適正な排出がなされていない現状が確認された。

⑦小売店での店頭回収を利用



- ごみの処理方法として「小売店での店頭回収を利用」する事業者は、あまり見られない結果となった。
- 小売店での店頭回収を利用する品目としては「白色トレイ」、「ペットボトル」が挙げられる。

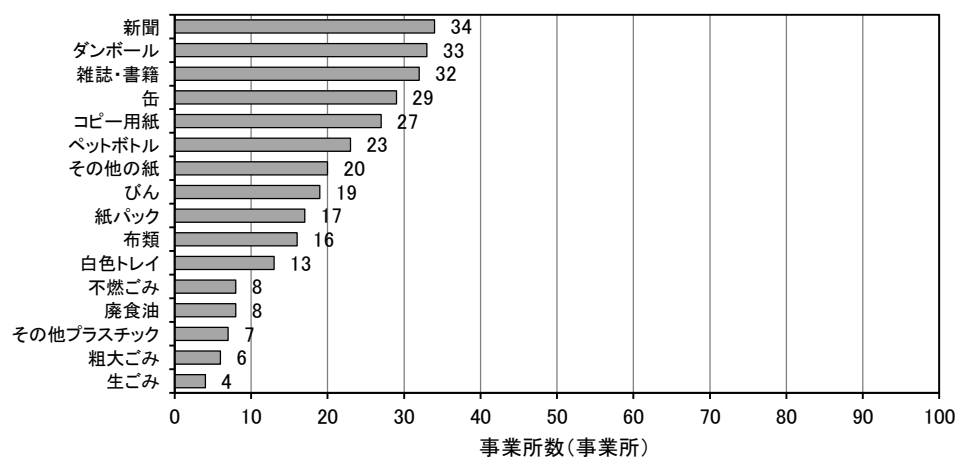
⑧地域の集団回収を利用



- ごみの処理方法として「地域の集団回収を利用」する事業者は、比較的多く存在する結果となった。
- 地域の集団回収を利用する品目としては「ダンボール」等の紙類、「缶」が多く見られる結果となった。

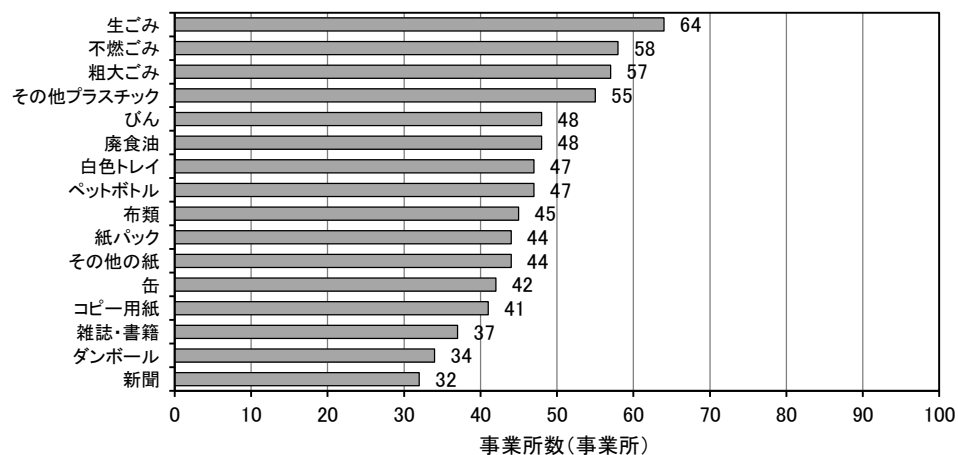
問6 事業活動に伴って発生するごみのリサイクル状況について

①現在リサイクルしている



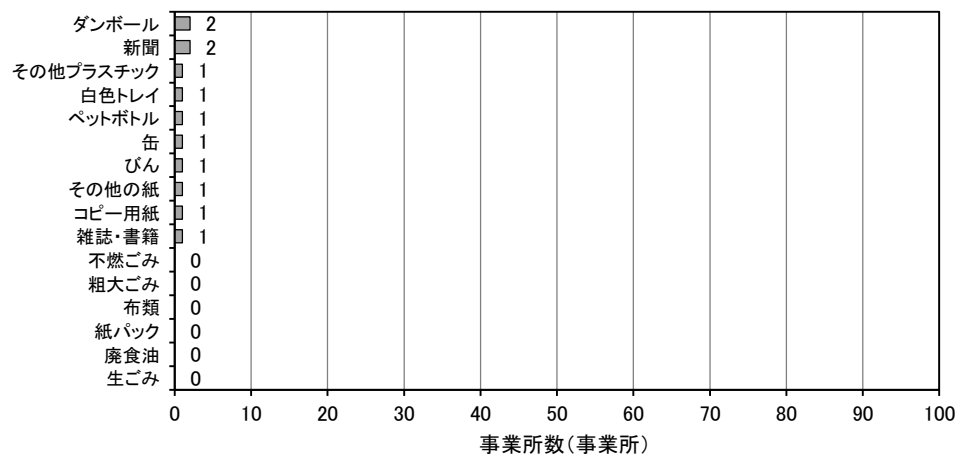
- リサイクルの実施状況として「現在リサイクルしている」事業者は、多く存在する結果となった。
- 現在リサイクルしている品目としては「ダンボール」等の紙類、「缶」が多く見られる結果となった。

②現在、リサイクルする予定はない



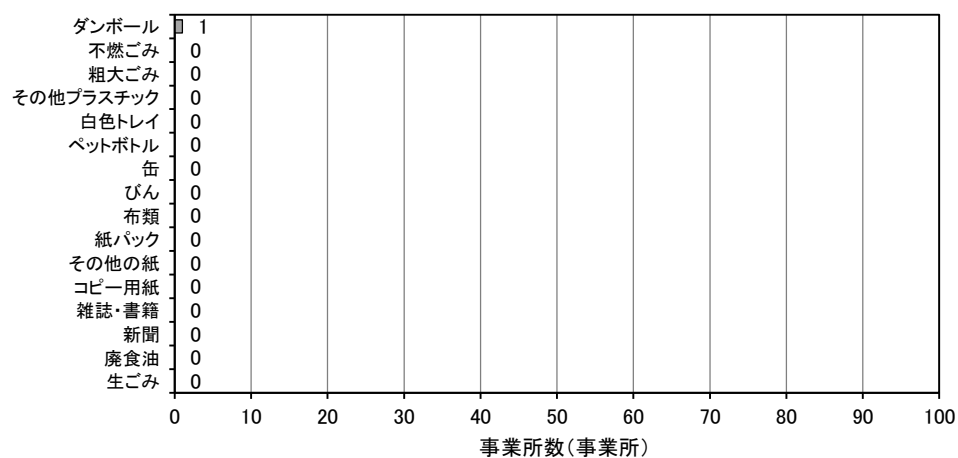
- リサイクルの実施状況として「現在、リサイクルする予定はない」事業者は、多く存在する結果となった。
- 現在、リサイクルする予定はない品目としては「生ごみ」が最も多く、「生ごみ」はリサイクルに取り組みにくい品目であることが確認された。

③以前、リサイクルしていたがリサイクルをやめた



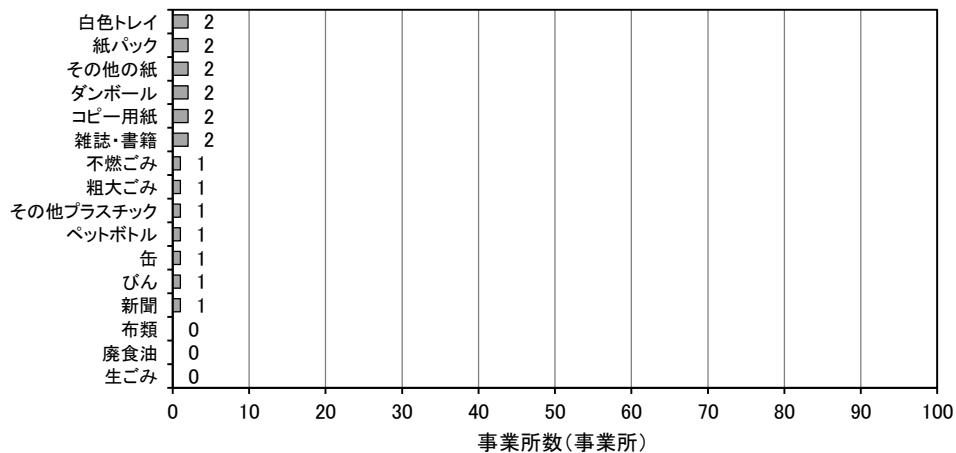
- リサイクルの実施状況として「以前、リサイクルしていたがリサイクルをやめた」事業者は、少ない結果となった。
- 以前、リサイクルしていたがリサイクルをやめた品目としては「ダンボール」等の紙類が挙げられた。

④以前、検討したがリサイクルには至らなかった



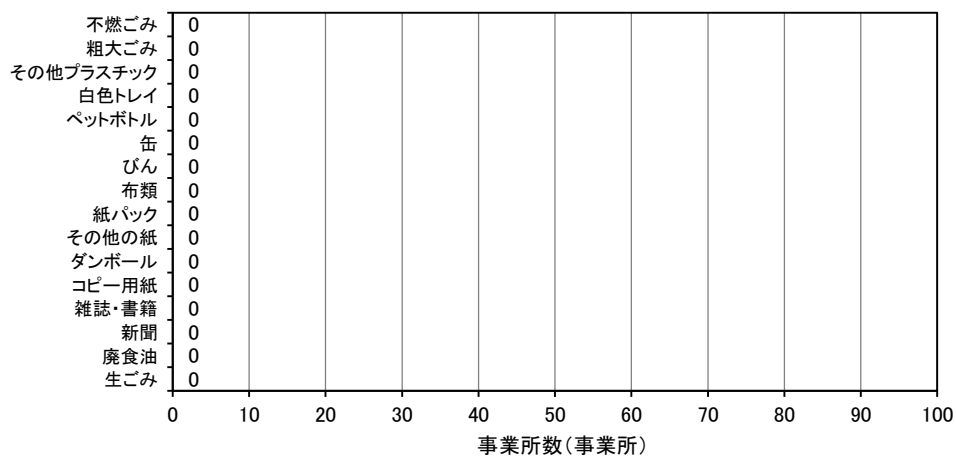
- リサイクルの実施状況として「以前、検討したがリサイクルには至らなかった」事業者は、ほとんど存在しなかった。

⑤今後、リサイクルについて検討したい



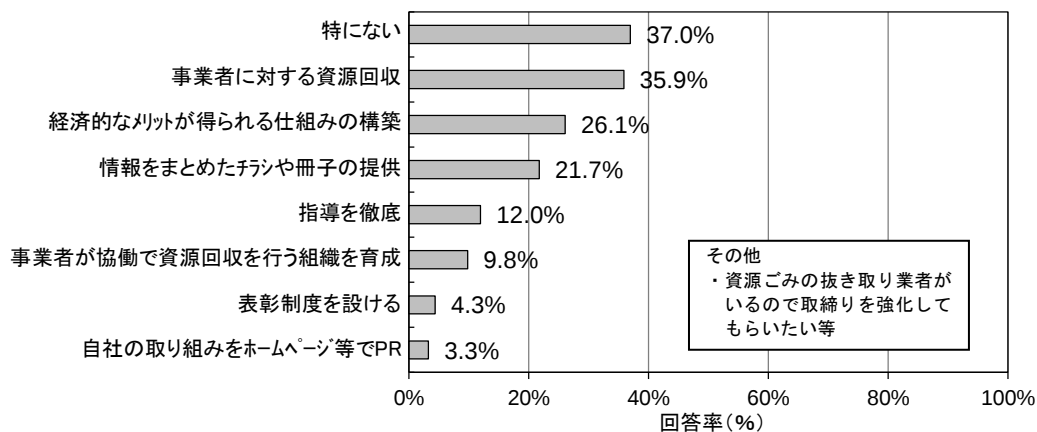
- リサイクルの実施状況として「今後、リサイクルについて検討したい」事業者は、少ない結果となった。
- 今後、リサイクルについて検討したい品目としては「ダンボール」等の紙類、「白色トレイ」が挙げられた。

⑥今後、リサイクルを開始する予定である



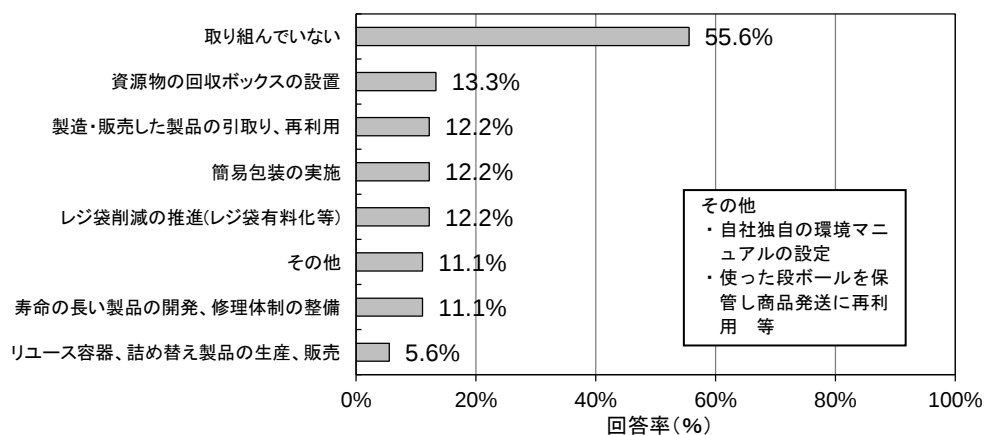
- リサイクルの実施状況として「今後、リサイクルを開始する予定である」事業者は、いない結果となった。

問 7 ごみの減量化やリサイクルの推進にあたって行政に期待する事項について
(N=92 複数回答 (3つまで))



- ごみ減量化やリサイクルを推進するにあたって行政への期待は、「特にない」が 37.0%、次いで「事業者に対する資源回収の実施」が 34.8%、「経済的なメリットが得られる仕組みの構築」が 25.0%となった。

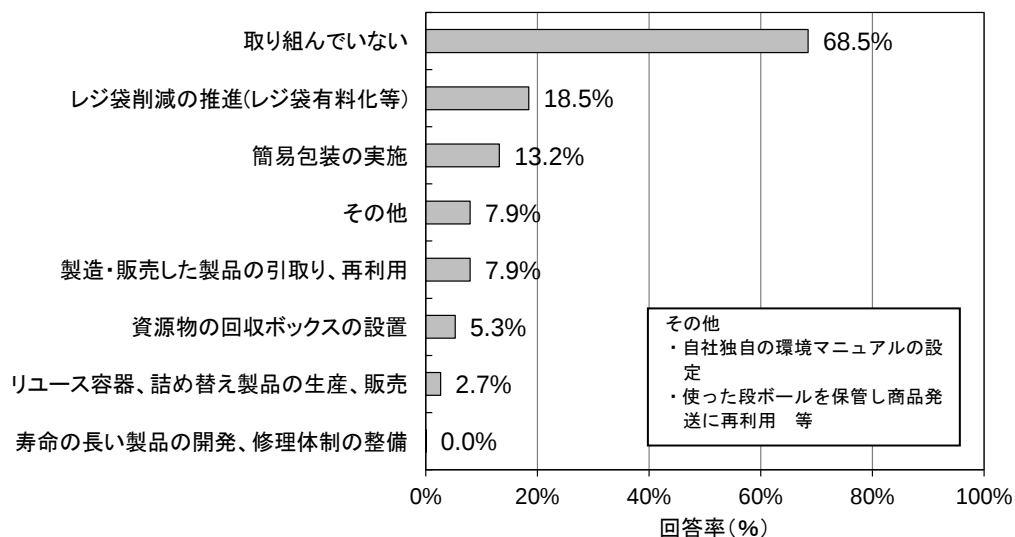
問 8 ごみ減量化やリサイクルの推進に向け、事業所で現在取り組んでいることについて (N=90 複数回答 (3つまで))



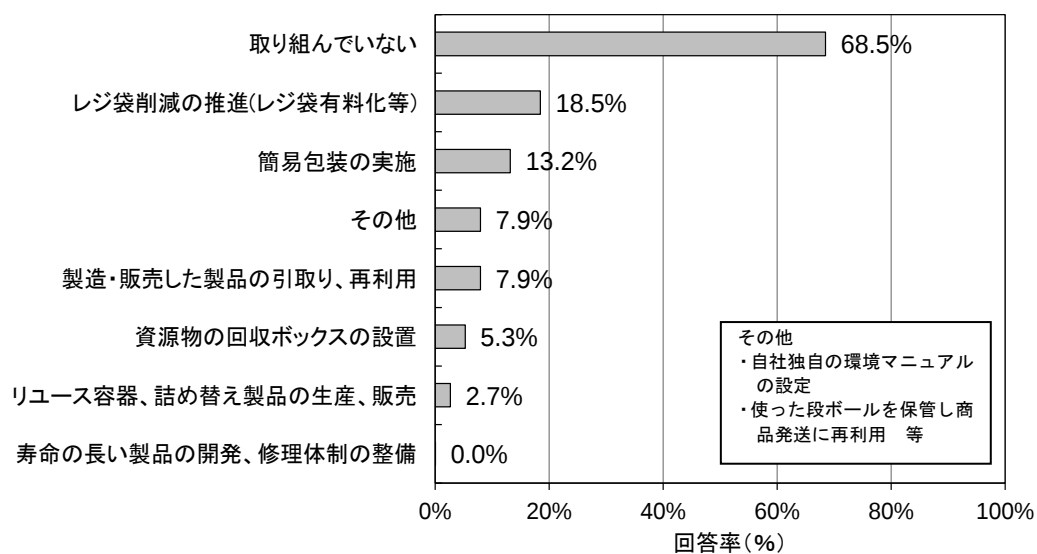
- ごみ減量化やリサイクルを推進に向けた現在の取り組みとして、「取り組んでいない」が 55.6%、次いで、「資源物の回収ボックスの設置」が 13.3%、「簡易包装の実施」「レジ袋削減の推進 (レジ袋有料化等)」が 12.2%となった。

■(クロス集計)事業所の従業員数別のごみ減量化等の推進にむけた取り組み

<<従業員数：1～5人>>

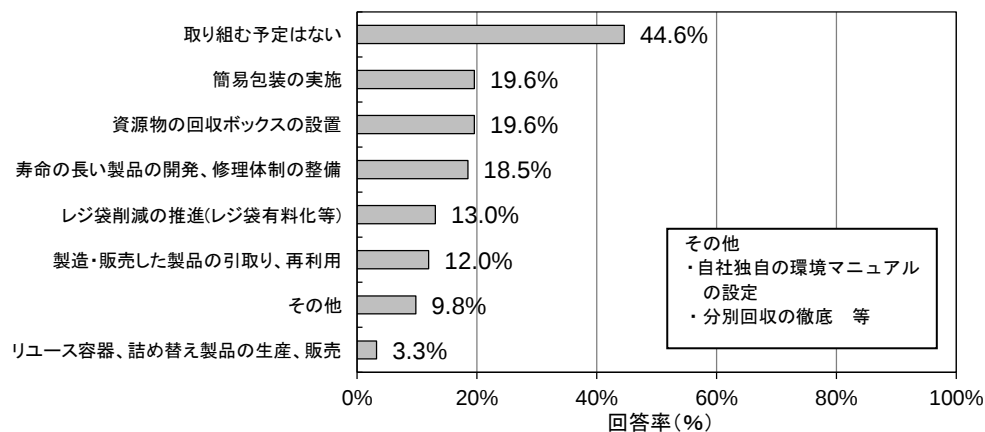


<<従業員数：5人以上>>



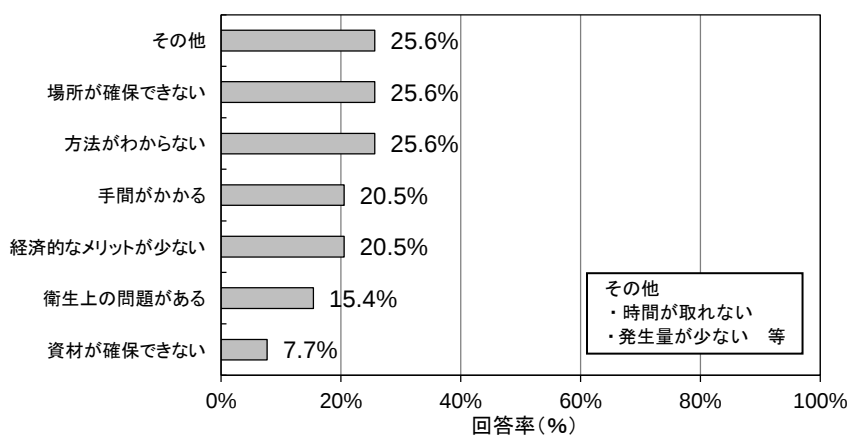
- 従業員数別のごみ減量化・リサイクルに向けての現在の取り組みについて、5人未満の事業所では「取り組んでいない」が68.5%となり、5人以上の事業所の、取り組んでいない割合48.0%よりも高い結果となった。

問 9 ごみ減量化やリサイクルの推進に向け、事業所で今後取り組んでいきたいことについて（N=92 複数回答（3つまで））



➤ ごみ減量化やリサイクルを推進に向けた現在の取り組みとして、「取り組む予定はない」が44.6%となった。

問 10 ごみの減量化やリサイクルにむけた取り組みについて、今後取り組む予定がないとした理由について(○は3つまで)

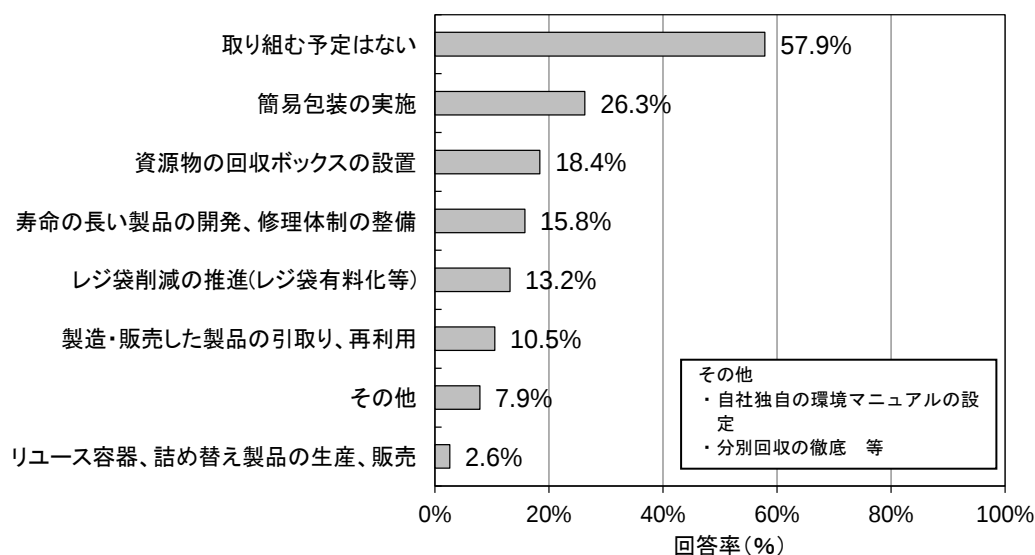


➤ ごみ減量化やリサイクルを推進に向けた今後の取り組みとして、「取り組む予定はない」の理由としては、「方法がわからない」「場所が確保できない」「その他の理由」が25.6%となった。

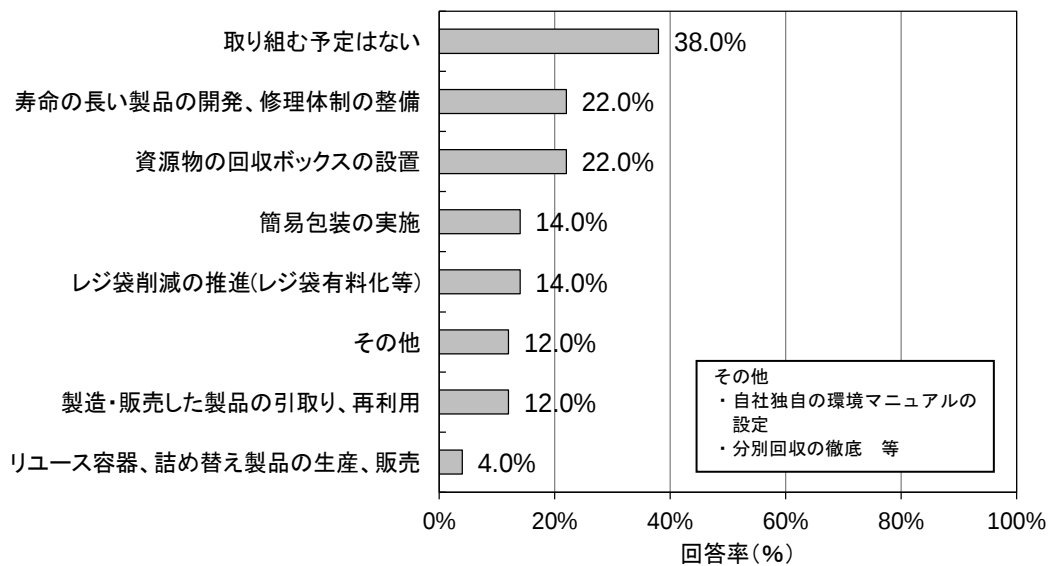
なお、その他の理由として「発生量が少ない」「時間が取れない」等が回答された。

■(クロス集計)事業所の従業員数別のごみ減量化等の推進にむけた今後の取り組み

<<従業員数：1～5人>>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

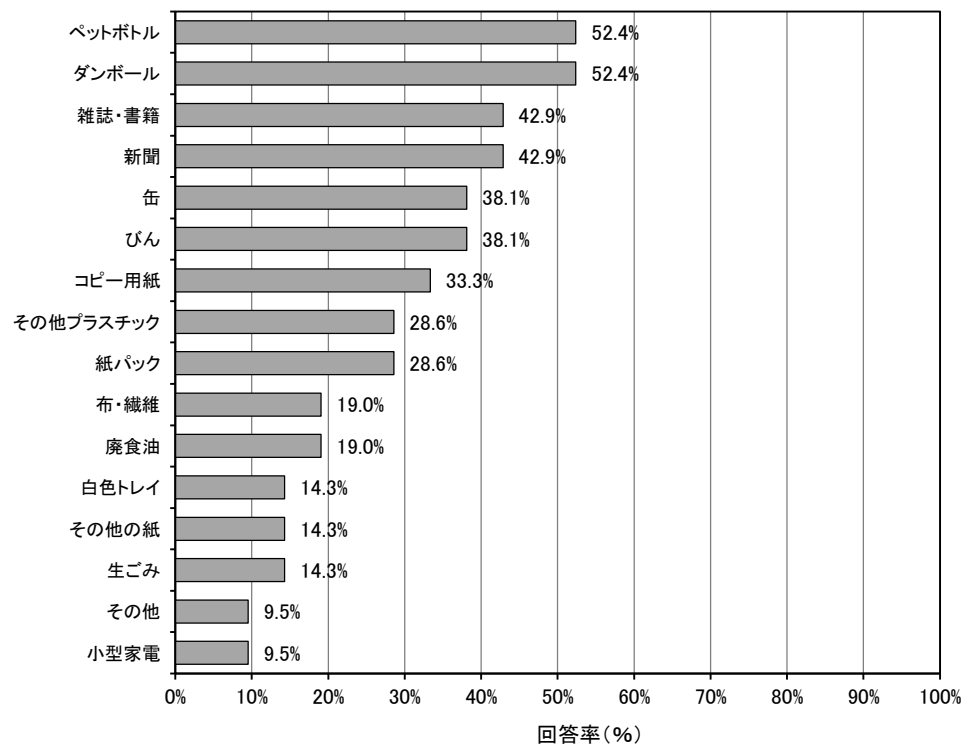


<<従業員数：5人以上>>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



- 従業員数別のごみ減量化・リサイクルに向けての現在の取り組みについて、5人未満の事業所では「取り組む予定はない」が57.9%となり、5人以上の事業所の、取り組んでいない割合38.0%よりも高い結果となった。

問 11 ごみの減量化やリサイクルにむけた取り組みについて、「資源物の回収ボックスの設置」と回答した事業者に対する店頭での資源回収品目について
(N=21 複数回答)



- 「資源物の回収ボックス」を用いて回収したい品目としては、「ペットボトル」「ダンボール」が52.4%、次いで、「雑誌・書籍」「新聞」が42.9%、「缶」「びん」が38.1%となった。

5.8 用語説明

<あ行>

ORDF(あーるでいーえふ)

ごみ固形燃料(Reruse Derived Fuel)の略。生ごみやプラスチックごみを固形燃料にしたものを示します。

○委託収集(いたくしゅうしゅう)

町内から発生する家庭系ごみを、町が民間事業者(収集運搬の許可業者)に委託して収集することです。

○一般廃棄物(いっばんはいきぶつ)

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生ずる「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生ずる「事業系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理計画(いっばんはいきぶつしゅりけいかく)

廃棄物処理法第六条一項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

一般廃棄物の、①発生量及び処理量の見込み、②排出抑制の方策、③種類及び分別区分、④適正処理の方法及び実施者、⑤処理施設の整備、⑥その他関連する事項について定めています。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

○インセンティブ(いんせんていぶ)

意欲向上や目標達成のための刺激策を示します。例えば、ごみの減量化には「ごみの有料化」といった経済的なインセンティブが有効であるとされます。

<か行>

○家庭系ごみ(かていけいごみ)

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことをいいます。

当町における家庭系ごみは、普通ごみ、有価物(新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶、衣類)、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、埋立ごみ、大型ごみ、有害ごみ、家電4品目の9区分12品目を示します。

○家電リサイクル法(かでんりさいくるほう)

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・テレビをリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律です。

○環境基本法(かんきょうきほんほう)

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにすると共に、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

○感染性一般廃棄物(かんせんせい いっばんはいきぶつ)

一般廃棄物のうち、主に病院等から発生する感染性のある廃棄物を意味します。

○許可収集(きょかしゅうしゅう)

町内から発生する一般廃棄物について、町から許可を得た民間事業者がごみを収集

運搬することです。

○建設リサイクル法(けんせつりさいいくほう)

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事に伴って発生する土砂・コンクリート塊・アスファルト・建設発生木材等の建設廃棄物についての資源化を義務付けた法律です。

○ごみ処理基本計画(ごみしゅりきほんけいかく)

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画です。

○ごみ総排出量(ごみそうはいしゅつりょう)

町が分別収集を行ったごみ及び処理施設に直接持ち込まれたごみ(排出量)と、集団回収で集められた資源の総量をいいます。

<さ行>

○災害廃棄物(さいがいはいきぶつ)

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれます。

○災害廃棄物処理計画(さいがいはいきぶつしゅりけいかく)

災害廃棄物の処理について定めた計画です。

○最終処分(さいしゅうしょぶん)

廃棄されたもののうちリユース(再利用)、リサイクル(再生利用)が出来ないものを最終処分場にて埋め立てて処分することを示します。

○雑がみ(ざつがみ)

当町で有価物として回収されている新聞・雑誌、ダンボール、紙パック以外の包装紙やメモ用紙、お菓子の紙箱などのリサイクルできる紙類を示す。

○産業廃棄物(さんぎょうはいきぶつ)

廃棄物処理法第二条四項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物を意味します。

○三成分(さんせいぶん)

三成分はごみの中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合を示します。水分は乾燥させることでなくなる量、可燃分はごみの中から水分と灰分を除いた量、灰分は可燃分を燃料させた後に残る残渣を指しています。

○事業系ごみ(じぎょうけいごみ)

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を意味します。

当町における事業系ごみは、普通ごみ、大型ごみを示します。その他のごみについては、事業者の責任で適切に処理・処分されるものとしています。

○資源回収拠点(しげんかいしゅうきょてん)

町の公共施設やスーパーなどに資源の回収ボックスを設置し、古紙や缶などの資源物の回収(拠点回収方式)を行うことを示します。町が実施する行政回収とは異なり、回収日などの規定がなく、いつでも出せる、買い物などのついでに出せるといった特徴があります。

○資源有効利用促進法(しげんゆうこうりようそくしんほう)

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品など利用促進を目的に制定された法律です。

○自動車リサイクル法(じどうしゃりさいくるほう)

正式名称は「使用済み自動車の資源化等に関する法律」で、自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化の推進、環境保全等を目的として制定された法律です。

○集団回収(しゅうだんかいしゅう)

自治会、子ども会、婦人会、PTA、老人会等の地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することです。

○循環型社会(じゅんかんがたしゃかい)

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会を意味します。

○循環型社会形成推進基本法(じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう)

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項

等を規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、廃棄物等の①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)、④熱回収、⑤適正処分

○焼却残渣(しょうきゃくざんさ)

焼却施設の焼却処理工程で最終的に排出される残渣です。

○焼却施設(しょうきゃくしせつ)

一般廃棄物のうち、燃えるごみを焼却処理する施設のことをいいます。

○食品リサイクル法(しょくひんりさいくるほう)

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律です。

○処理残渣(しりざんさ)

中間処理施設で処理された後に残った残りかすを示します

○生活排水処理基本計画(せいかつはいすいしりきほんけいかく)

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する事項について定めた計画です。

○総資源化量(そうしげんかりょう)

総資源化量とは、資源化したごみの量を言い、具体的には、金属類、ペットボトル、古紙などを資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを処理して資源として回収した量及び焼却残渣のスラグ化などにより再利用した量などを示します。

＜た行＞

○中間処理(ちゅうかんしゅり)

焼却施設・破砕選別施設・ペットボトルやその他プラスチックの圧縮施設等の廃棄物の減容化・減量化を行う処理のことをいいます。

○低位発熱量(ていはいはつねつりょう)

燃料が燃焼した時に発生するエネルギー(発熱量)を表示する際の条件を示すもので、燃料の燃焼によって生成された水分が奪う熱量を除いたものを示します。焼却施設を設計する際の基準値となります。

○適正処理困難物(てきせいしゅりこんなんぶつ)

市町村が処理する廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難な、環境大臣が指示する品目で、現在、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。

○特別管理一般廃棄物(とくべつかんりいっぱんはいきぶつ)

一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状有するものとして政令で定めるものをいいます。PCBが使用されている部品、ダイオキシン類が一定以上含まれる灰や処理物、医療系の感染性のある廃棄物を意味します。

＜は行＞

○廃棄物(はいきぶつ)

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって、固形状または液状のものを意味します。

○排出量(はいしゅつりょう)

町が分別収集を行ったごみ及び処理施設に直接持ち込まれたごみの総量をいいます。

○廃棄物処理法(はいきぶつしゅりほう)

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律です。

○ばいじん

ごみの焼却等に伴って発生する排ガス中に含まれる「すす」や「ちり」のことをいいます。

○排出原単位(はいしゅつげんたんい)

家庭系ごみの排出原単位とは1人1日あたりの家庭系ごみの排出量、事業系ごみの排出原単位とは1日あたりの事業系ごみの排出量を意味します。

○PCB(ぴーしーびー)

ポリ塩化ビフェニル(polychlorinated biphenyl)の略で熱に対して安定し、電気絶縁性が高く、対薬品性に優れますが、生体に対する毒性が高い物質です。

○PDCAサイクル(ピーでーしーえーさいくる)

PDCAとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し)のことで、このサイクルを繰り返しながら行っていくことにより、計画の進行状況を

確認・把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図っていく管理手法を示します。

＜な行＞

○熱分解ガス化溶融(ねつぶんかいがすかようゆう)

熱分解ガス化溶融は、焼却炉の1種であり、ガス化炉と溶融炉を組み合わせたものを示します。1,300℃以上の高温で燃焼し、炭を溶融することで資源化が可能なスラグを生成できるといった特徴があります。

＜や行＞

○山元還元(やまもとかんげん)

金属成分が含有している熱分解ガス化溶融後の溶融飛灰から鉱山や製錬所の設備を用いて、金属成分を回収しリサイクルする方法を示します。

○容器包装リサイクル法(ようきほうそうりさいくるほう)

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で、家庭から出るごみの6割(容量比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。法律で指定する容器包装(ガラス瓶・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装)について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定しています。

＜ら行＞

○リサイクル率(りさいくるりつ)

排出されたごみ総排出量(ごみ排出量及び総資源化量)に対し、リサイクルされたごみ(資源物)の割合のことを示します。資源化率・再生利用率とも表現されます。

○類似団体(るいじだんたい)

類似団体は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」を基に設定しています。